

39186

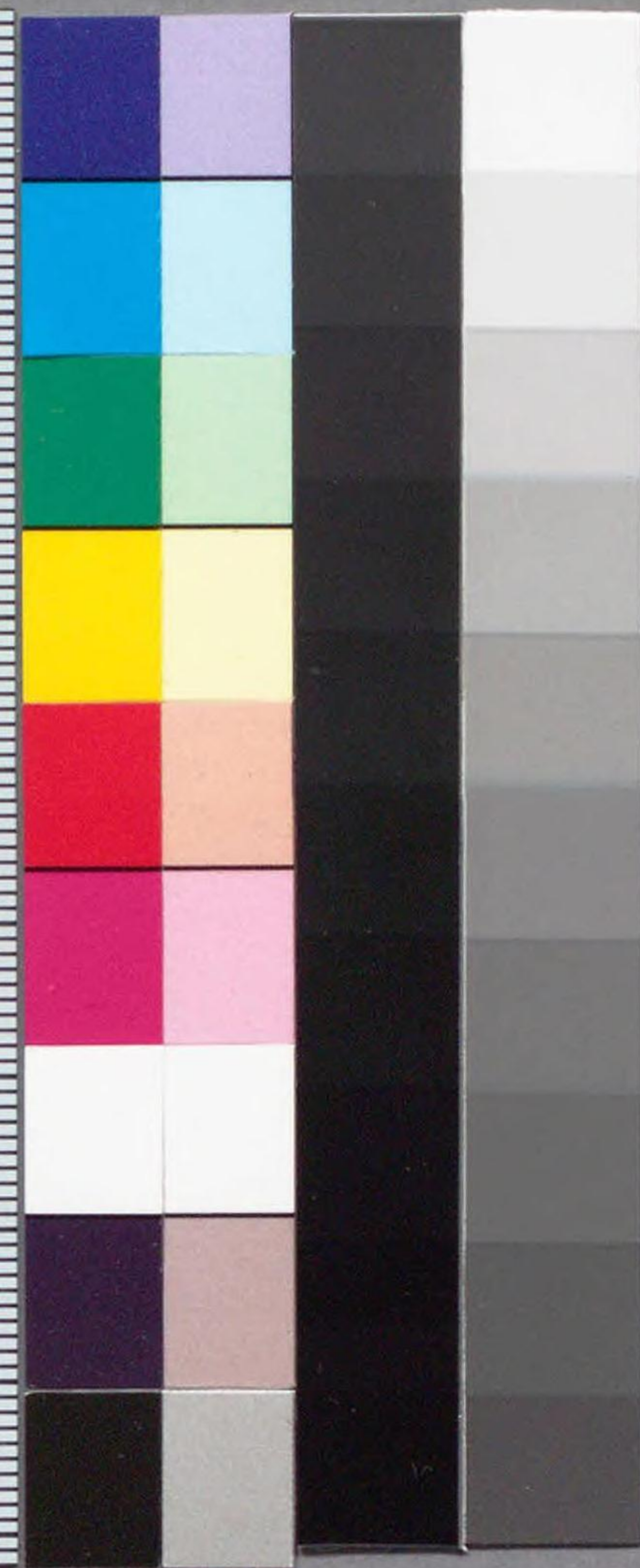
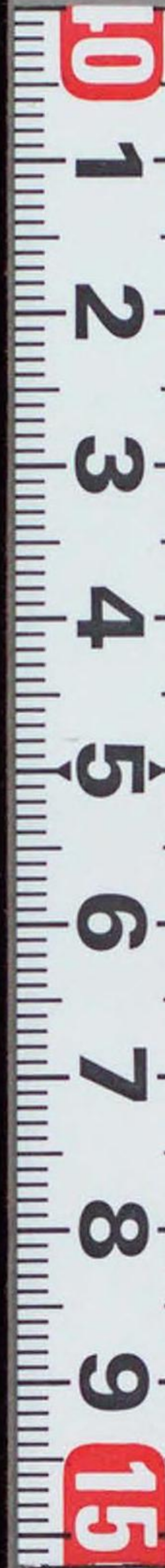
324.86
H617h2



00516625

不動産登記法
土地台帳法, 家屋台帳
関係法令集

法務府民事局
昭和25年1月
国立国会図書館





昭和二十五年一月

不動産登記法
土地台帳法
家屋台帳法

關係法令集

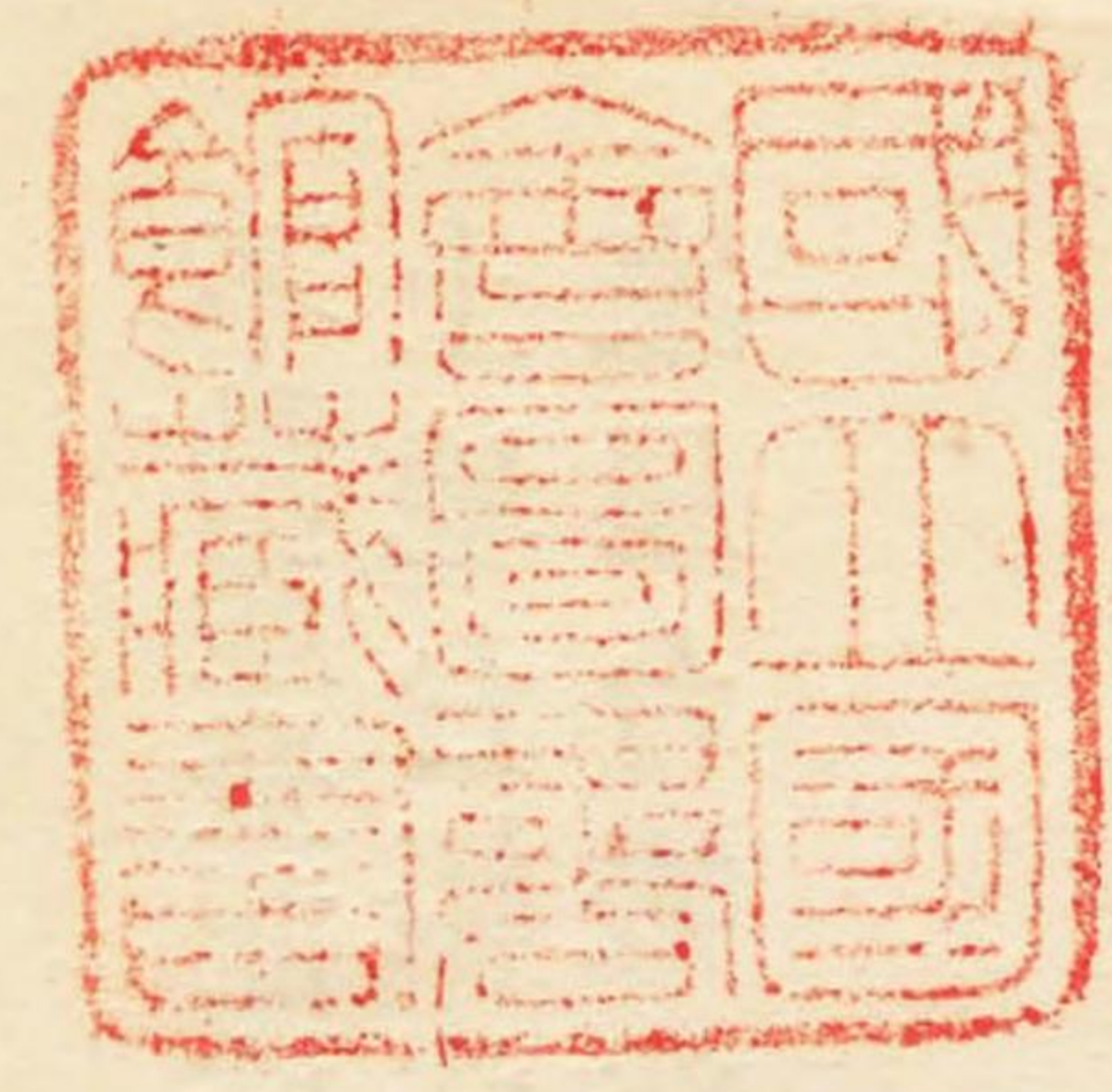
法務府民事局

324.

H617

~~323.71~~
320.9

324.86
H617h2



516625

不動産登記法等関係法令集正誤表

頁	行	誤	正
一〇八頁	六行	地種	地積
一〇八頁	二行	賃貸價格	賃貸價格
一一九頁	七行	開墾	開墾
一二二頁	四行	土地整理法	耕地整理法
一二二頁	四行	有料地	有料借地
一二三頁	一〇行	当該土地の所轄	当該土地の所在地の所轄
一二四頁	二行	受けとつた	受けとつた
一二五頁	九行	第三十七條二項	第三十七條の五第二項
一二六頁	一行	第二号の賃貸價格	第二号の仮賃貸價格
一二六頁	二行	法律	法
一二七頁	一行	適附	添附
一二七頁	七行	場合	他
一二九頁	六行	土地の	当該土地の
一三一頁	七行	三円	五円
一三一頁	一〇行	出来る	できる
一三二頁	八行	稅務代理士法規則	稅務代理士法施行規則
一五三頁	三行	昭昭	昭和

324.86 H 617 Ⅱ

目次

不動產登記法.....一

不動產登記法施行細則.....五

土地台帳法.....101

昭和二十五年一月

不動產登記法

土地台帳法
關係法令集

家屋台帳法

32486 H 617 II

目次

不動產登記法.....一

不動產登記法施行細則.....五

土地台帳法.....一〇一

土地台帳法施行規則.....一三三

土地台帳法施行細則.....一三三

家屋台帳法.....一三五

家屋台帳法施行規則.....一四六

家屋台帳法施行細則.....一五五

第五章 異議

附則

不動産登記法

第一章 總則

第一條 登記ハ左ニ掲ケタル不動産ニ關スル權利ノ設定、保存、移轉、變更、處分ノ制限又ハ消滅

ニ付キ之ヲ爲ス

- 一 所有權
- 二 地上權
- 三 永小作權
- 四 地役權
- 五 先取特權
- 六 質權
- 七 抵當權
- 八 賃借權

第二條 假登記ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲ス

- 一 登記ノ申請ニ必要ナル手續ノ上ノ條件カ具備セサルトキ
- 二 前條ニ掲ケタル權利ノ設定、移轉、變更又ハ消滅ノ請求權ヲ保全セントスルトキ

右ノ請求權カ始期附又ハ停止條件附ナルトキ其ノ他將來ニ於テ確定スヘキモノナルトキ亦同シ

第三條 豫告登記ハ登記原因ノ無効又ハ取消ニ因ル登記ノ抹消又ハ回復ノ提起アリタル場合ニ於テ之ヲ爲ス但シ登記原因ノ取消ニ因ル訴ニ付テハ其取消ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ル場合ニ限ル

第四條 詐欺又ハ強迫ニ因リテ登記ノ申請ヲ妨ケタル第三者ハ登記ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス

第五條 他人ノ爲メ登記ヲ申請スル義務アル者ハ其登記ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス但其登記ノ原因カ自己ノ登記ノ原因ノ後ニ發生シタルトキハ此限ニ在ラス

第六條 同一ノ不動産ニ關シテ登記シタル權利ノ順位ニ付キ法律ニ別段ノ定ナキトキハ其順位ハ登記ノ前後ニ依ル

登記ノ前後ハ登記用紙中同區ニ爲シタル登記ニ付テハ順位番號ニ依リ別區ニ爲シタル登記ニ付テハ受附番號ニ依ル

第七條 附記登記ノ順位ハ主登記ノ順位ニ依ル但附記登記間ノ順位ハ其ノ前後ニ因ル
假登記ヲ爲シタル場合ニ於テハ本登記ノ順位ハ假登記ノ順位ニ依ル

第二章 登記所及ヒ登記官吏

第八條 登記事務ハ登記スヘキ權利ノ目的タル不動産ノ所在地ヲ管轄スル法務局若クハ地方法務局
又ハ其支局若クハ出張所カ管轄登記所トシテ之ヲ掌ル
不動産カ數箇ノ管轄區域ニ跨カルトキハ申請ニ因リ法務局又ハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所
ヲ指定ス但數箇ノ法務局又ハ地方法務局管内ノ登記所ノ管轄區域ニ跨カルトキハ法務總裁ニ於テ
之ヲ指定ス

第八條ノ二 法務總裁ハ一ノ登記所ノ管轄ニ屬スル事務ヲ他ノ登記所ニ委任スルコトヲ得

第九條 町村其他登記簿ヲ分設シタル區畫カ甲登記所ノ管轄ヨリ乙登記所ノ管轄ニ轉屬シタルトキ
ハ甲登記所ハ其ノ區畫ニ關スル登記簿及ヒ其ノ附屬書類ヲ乙登記所ニ移送スルコトヲ要ス
一箇又ハ數箇ノ不動産ノ所在地カ甲登記所ノ管轄ヨリ乙登記所ノ管轄ニ轉屬シタルトキハ甲登記
所ハ其不動産ニ關スル登記簿ノ謄本及ヒ附屬書類又ハ其ノ謄本ヲ乙登記所ニ移送スルコトヲ要ス
但登記簿ノ謄本ニハ抹消ニ係ラサル登記ノミヲ謄寫シ其不動産ノ登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第十條 登記所ニ於テ其事務ヲ停止セサルコトヲ得サル事故ノ生シタルトキハ法務總裁ハ期間ヲ定
メテ其停止ヲ命スルコトヲ得

第十一條 登記所ハ土地ニ付キ左ニ掲ケタル事項ノ登記ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其旨ヲ土地臺帳
所管廳ニ通知スルコトヲ要ス

- 一 所有權ノ保存若クハ移轉
- 二 質權ノ設定及ヒ存續期間、存續期間ノ變更、移轉若クハ消滅
- 三 百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ設定、移轉若クハ消滅又ハ百年ヨリ長キ存續期間ヲ
百年以下ニ變更シ若クハ百年以下ノ存續期間ヲ百年ヨリ長キ期間ニ變更シ又ハ存續期間ノ定ナ
キ地上權ニ百年ヨリ長キ期間ヲ定メ若クハ百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ヲ存續期間ノ
定ナキモノト爲シタルコト

四 所有權、質權又ハ百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ登記名義人ノ表示ノ變更
登記所ハ建物ニ付キ所有權ノ保存、移轉若クハ登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ヲ爲シタルトキハ
遲滯ナク其旨ヲ家屋臺帳所管廳ニ通知スルコトヲ要ス

第十一條ノ二 登記所ニ於ケル事務ハ法務局若クハ地方法務局又ハ其支局若クハ出張所ニ勤務スル
法務府事務官ニシテ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ指定シタル者カ之ヲ取扱フ

第十二條 登記官吏ハ自己、其配偶者又ハ四親等内ノ親族カ申請人ナルトキハ其登記所ニ於テ登記ヲ受ケタル成年者ニシテ且登記官吏ノ配偶者又ハ四親等内ノ親族ニ非サル者二人以上ノ立會アルニ非サレハ登記ヲ爲スコトヲ得ス但親族ニ付テハ親族關係カ止ミタル後亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ登記官吏ハ調書ヲ作り立會人ト共ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

第十三條 削除

第三章 登記ニ關スル帳簿

第十四條 登記簿ハ土地登記簿及ヒ建物登記簿ノ二種トス

各種ノ登記簿ハ市ニ付テハ從前ノ區畫ニ從ヒ別冊ト爲シ町村ニ付テハ町村毎ニ別冊ト爲ス但登記事件夥多ナル町村ニ付テハ大字其他從前ノ區畫ニ從ヒ別冊ト爲スコトヲ得

第十五條 登記簿ハ一筆ノ土地又ハ一棟ノ建物ニ付キ一用紙ヲ備フ同一ノ登記所ノ管轄ニ屬スル不動産カ登記簿ヲ分設シタル數箇ノ區畫ニ跨カルトキハ其一箇ノ區畫ノ登記簿ニノミ其不動産ニ關スル用紙ヲ備フ

第十六條 登記簿ハ其一用紙ヲ登記番號欄、表題部及ヒ甲乙ノ二區ニ分チ尙表題部ニ表示欄、表示番號欄ヲ設ケ各區ニ事項欄、順位番號欄ヲ設ク

登記番號欄ニハ各土地又ハ各建物ニ付キ登記簿ニ始メテ登記ヲ爲シタル順序ヲ記載ス
表示欄ニハ土地又ハ建物ノ表示ヲ爲シ及ヒ其變更ニ關スル事項ヲ記載シ表示番號欄ニハ表示欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス

甲區事項欄ニハ所有權ニ關スル事項ヲ記載ス

乙區事項欄ニハ所有權以外ノ權利ニ關スル事項ヲ記載ス

順位番號欄ニハ事項欄ニ登記事項ヲ記載シタル順序ヲ記載ス

第十七條 削除

第十八條 登記簿ニハ法務局又ハ地方法務局ノ長其枚數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ

押捺シ且毎葉ノ綴目ニ職印ヲ以テ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第十九條 土地登記簿及ヒ建物登記簿ニ付其見出帳ヲ設ク

第十九條ノ二 登記簿ノ全部又ハ一部ノ滅失シタル登記所ニ申請書編綴簿ヲ備フ

第二十條 登記簿、見出帳及ヒ共同人名簿ハ永久ニ之ヲ保存スルコトヲ要ス

申請書其他ノ附屬書類ハ申請書受附ノ日ヨリ十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス但申請書編綴簿ニ編綴シタル書面ニ付テハ其保存期間ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ起

算ス

第二十一條 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求シ又利害ノ關係アル部分ニ限り登記簿又ハ其附屬書類ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得登記事項ニ變更ナキコト、或事項ノ登記ナキコト又ハ登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ニ付キ亦同シ
手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本若クハ抄本又ハ前項ノ規定ニ依ル證明書ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第一項ノ手数料ノ額ハ物價ノ情況、登記簿ノ謄本ノ交付等ニ要スル實費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條ノ二 登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者カ不動産ノ目錄ヲ提出シタルトキハ登記所ハ其書面ヲ用キテ謄本又ハ抄本ヲ作成スルコトヲ得

第二十二條 登記簿及ヒ其附屬書類ハ事變ヲ避クル爲メニスル場合ヲ除ク外登記所外ニ持出スルコトヲ得ス但第二十條第二項ニ掲ケタル書類ニ付テハ裁判所ノ命令又ハ囑託アリタルトキハ此限ニ在ラス

前項但書ノ規定ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ完了スル迄ノ間ハ申請書編綴簿ニ編綴シ

タル書面ニハ之ヲ適用セス

第二十三條 登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル場合ニ於テハ法務總裁ハ三ヶ月ヨリ少カラサル期間ヲ定メ其期間内ニ登記ノ回復ヲ申請スル者ハ仍ホ其登記簿ニ於ケル順位ヲ有スヘキ旨ヲ告知スルコトヲ要ス

第二十四條 登記簿及ヒ其附屬書類ノ滅失スル虞アルトキハ法務總裁ハ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第四章 登記手續

第一節 通則

第二十五條 登記ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外當事者ノ申請又ハ官廳若クハ公署ノ囑託アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

囑託ニ因ル登記ノ手續ニ付テハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外申請ニ因ル登記ニ關スル規定ヲ準用ス

第二十六條 登記ハ登記權利者及ヒ登記義務者又ハ其代理人登記所ニ出頭シテ之ヲ申請スルコトヲ要ス

第二十七條 判決又ハ相續ニ因ル登記ハ登記權利者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

第二十八條 登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ハ登記名義人ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

抵當證券ノ發行アリタル場合ニ於テハ債務者ノ表示ノ變更登記ハ債務者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

第二十八條ノ二 滯納處分ニ因ル差押ノ登記ヲ囑託スル場合ニ於テ必要アルトキハ官廳又ハ公署ハ登記名義人又ハ相續人ニ代ハリ不動産ノ表示若クハ登記名義人ノ表示ノ變更又ハ相續ニ因ル權利移轉ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第二十八條ノ三 第四十六條ノ二第五十條第三項、第六十條ノ二及ヒ第六十三條ノ三ノ規定ハ前條ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二十九條 官廳又ハ公署ノ公賣處分ニ因ル權利移轉ノ登記ハ登記權利者ノ請求ニ因リ其官廳又ハ公署ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十條 官有不動産又ハ地方公共團體ノ所有ニ係ル不動産ニ關スル權利ニ付キ爲スヘキ登記ハ登記權利者ノ請求ニ因リ官廳若クハ公署ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十一條 官廳又ハ公署カ不動産ニ關スル權利ヲ取得シタルトキハ其權利ニ付キ爲スヘキ登記ハ其官廳又ハ公署ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面及ヒ登記義務者ノ承諾書ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

官廳又ハ公署カ取得シタル不動産ニ關スル權利ノ變更又ハ處分ノ制限ニ付キ爲スヘキ登記ハ官廳又ハ公署カ登記權利者ナルトキハ職權ヲ以テ、登記義務者ナルトキハ登記權利者ノ請求ニ因リ官廳又ハ公署ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス但シ官廳又ハ公署カ登記權利者ナルトキハ登記義務者ノ承諾書ヲモ添附スルコトヲ要ス官廳又ハ公署カ取得シタル不動産ニ關スル權利ノ消滅ノ登記ハ登記權利者ノ請求ニ因リ官廳又ハ公署ヨリ遲滞ナク囑託書ニ登記原因ヲ證スル書面ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十二條 假登記ハ次條ノ場合ヲ除外假登記權利者ノ申請ニ因リ其目的タル不動産ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ヨリ遲滞ナク囑託書ニ假處分命令ノ正本ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ假處分命令ハ假登記權利者カ假登記原因ヲ疏明シタルトキハ地方裁判所之ヲ發スルコトヲ要ス

申請ヲ却下シタル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
前項ノ即時抗告ニ付テハ非訟事件手續法ノ規定ヲ準用ス

第三十三條 假登記ハ假登記義務者ノ承諾アルトキハ申請書ニ其承諾書ヲ添附シテ假登記權利者ヨ
リ之ヲ登記所ニ申請セルコトヲ得

第三十四條 豫告登記ハ第三條ニ掲ケタル訴ヲ受理シタル裁判所ヨリ職權ヲ以テ遲滯ナク囑託書ニ
訴狀ノ謄本又ハ抄本ヲ添附シテ之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三十五條 登記ヲ申請スルニハ左ノ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

- 一 申請書
 - 二 登記原因ヲ證スル書面
 - 三 登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證
 - 四 登記原因ニ付キ第三者ノ許可、同意又ハ承諾ヲ要スルトキハ之ヲ證スル書面
 - 五 代理人ニ依リテ登記ヲ申請スルトキハ其權限ヲ證スル書面
- 登記原因ヲ證スル書面カ執行力アル判決ナルトキハ前項第三號及ヒ第四號ニ掲ケタル書面ヲ提出
スルコトヲ要セス

官廳ノ所管ニ屬スル不動産ニ關スル權利ニ付キ登記ヲ囑託スル場合ニ於テ命令又ハ規則ヲ以テ指
定セラレタル官廳又ハ公署ノ職員ハ第一項第五號ニ掲ケタル書面ヲ提出スルコトヲ要セス

第三十六條 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

- 一 不動産所在ノ郡、市、區、町村、字及ヒ土地ノ番號
- 二 地目及ヒ段別又ハ坪數
- 三 申請人ノ氏名、住所若シ申請人カ法人ナルトキハ其名稱及ヒ事務所
- 四 代理人ニ依リテ登記ヲ申請スルトキハ其氏名、住所
- 五 登記原因及ヒ其日附
- 六 登記ノ目的
- 七 登記所ノ表示
- 八 年月日

第三十七條 登記スヘキ權利ノ目的カ建物ナル場合ニ於テハ申請書ニ其種類、構造及ヒ建坪ヲ記載
シ若シ建物ノ番號アルトキハ其番號ヲ記載シ附屬建物アルトキハ其種類、構造及ヒ建坪ヲ記載ス
ルコトヲ要ス

前項ノ申請書ニハ家屋番號ヲ記載スルコトヲ要ス

前條第二號ニ掲ケタル事項ハ第一項ノ申請書ニハ之ヲ記載スルコトヲ要セス

第三十八條 登記原因ニ買戻ノ特約其他登記ノ目的タル權利ノ消滅ニ關スル事項ノ定アルトキハ申請書ニ其事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十九條 登記權利者カ多數ナル場合ニ於テ登記原因ニ其持分ノ定アルトキハ申請書ニ其持分ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十條 登記原因ヲ證スル書面カ初ヨリ存在セス又ハ之ヲ提出スルコト能ハサルトキハ申請書ノ副本ヲ提出スルコトヲ要ス

第四十一條 登記原因カ相續ナルトキハ申請書ニ相續ヲ證スル「市町村長若クハ區長」ノ書面又ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第四十二條 申請人カ登記權利者又ハ登記義務者ノ相續人ナルトキハ申請書ニ其身分ヲ證スル「市町村長若クハ區長」ノ書面又ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第四十三條 登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其表示ノ變更ヲ證スル「市町村長若クハ區長」ノ書面又ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ第二十八條第二項ノ規定ニヨル變更登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第四十四條 登記義務者ノ權利ニ關スル登記濟證カ滅失シタルトキハ申請書ニ其ノ登記所ニ於テ登記ヲ受ケタル成年者二人以上カ登記義務者ノ人違ナキコトヲ保證シタル書面ニ通テ添附スルコトヲ要ス

第四十五條 申請書ニ第三者ノ許可、同意又ハ承諾ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其第三者ヲシテ申請書ニ署名捺印セシメテ其書面ニ代フルコトヲ得

第四十六條 同一ノ登記所ノ管轄内ニアル數個ノ不動産ニ關スル登記ヲ申請スル場合ニ於テハ登記因原及ヒ登記ノ目的カ同一ナルトキニ限り同一ノ申請書ヲ以テ登記ヲ申請スルコトヲ得

第四十六條ノ二 債權者カ民法第四百二十三條ノ規定ニ依リ債務者ニ代位シテ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ債務者及ヒ債權者ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ事務所及ヒ代位原因ヲ記載シ且代位原因ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第四十七條 登記官吏カ申請書ヲ受取リタルトキハ受附帳ニ登記ノ目的、申請人ノ氏名、受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ申請書ニ受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載スルコトヲ要ス但シ同一ノ不動産ニ關シテ同時ニ數個ノ申請アリタルトキハ同一ノ受附番號ヲ記載スルコトヲ要ス

申請者其ノ他ノ書面ノ受領證ニハ受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ之ヲ申請人ニ交付スルコトヲ要ス

第四十八條 登記官吏ハ受附番號ノ順序ニ從ヒテ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四十九條 登記官吏ハ左ノ場合ニ限り理由ヲ附シタル決定ヲ以テ申請ヲ却下スルコトヲ要ス但申請ノ欠缺ヲ補正スルコトヲ得ヘキモノナル場合ニ於テ申請人カ即日ニ之ヲ補正シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 事件カ其登記所ノ管轄ニ屬セサルトキ

二 事件カ登記スヘキモノニ非サルトキ

三 當時者カ出頭セサルトキ

四 申請書カ方式ニ適合セサルトキ

五 申請書ニ掲ケタル不動産又ハ登記ノ目的タル權利ノ表示カ登記簿ト牴觸スルトキ

六 **第四十二條**ニ掲ケタル書面ヲ提出シタル場合ヲ除ク外申請書ニ掲ケタル登記義務者ノ表示カ登記簿ト符合セサルトキ

七 申請書ニ掲ケタル事項カ登記原因ヲ證スル書面ト符合セサルトキ

八 申請書ニ必要ナル書面又ハ圖面ヲ添附セサルトキ

九 登録税ヲ納付セサルトキ

第五十條 表示欄ニ登記ヲ爲スニハ申請書受附ノ年月日、登記ノ目的其他申請書ニ掲ケタル事項ニシテ不動産ノ表示ニ關スルモノヲ記載シテ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

事項欄ニ登記ヲ爲スニハ申請書受附ノ年月日、受附番號、登記權利者ノ氏名、住所、登記原因、其日附、登記ノ目的其他申請書ニ掲ケタル事項ニシテ登記スヘキ權利ニ關スルモノヲ記載シテ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第四十六條ノ二ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲スニハ前項ノ規定ニ依ルノ外事項欄ニ債權者ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ事務所及ヒ代位原因ヲ記載スルコトヲ要ス

第五十一條 登記權利者カ多數ナルトキハ申請書ニ掲ケタル筆頭ノ者ノミノ氏名、住所及ヒ他ノ人員ヲ登記用紙ニ記載シ其氏名、住所ヲ共同人名簿ニ記載スルコトヲ得登記義務者ノ氏名、住所ヲ登記用紙ニ記載スルコトヲ要スル場合ニ於テ登記義務者カ多數ナルトキ亦同シ

第五十二條 表示欄ニ登記ヲ爲ストキハ表示番號欄ニ番號ヲ記載シ事項欄ニ登記ヲ爲ストキハ順位

番號欄ニ番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第五十三條 附記ニ依ル登記ノ順位番號ヲ記載スルニハ主登記ノ番号ヲ用キ其番號ノ左側ニ附記何號ト記載スルコトヲ要ス

第五十四條 假登記ハ登記用紙中相當區事項欄ニ之ヲ爲シ其左側ニ余白ヲ存スルコトヲ要ス

第五十五條 假登記ヲ爲シタル後本登記ノ申請アリタルトキハ假登記ノ左側ノ余白ニ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十六條 權利ノ變更ノ登記ニ付キ登記上利害ノ關係ヲ有スル第三者アル場合ニ於テハ申請書ニ其承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキニ限り附記ニ依リテ其登記ヲ爲ス尙權利ノ變更ノ登記ニ付キ利害ノ關係ヲ有スル抵當證券ノ所持人又ハ裏書人アルトキハ其者ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲモ添附スルコトヲ要ス
抵當證券ノ發行アリタル場合ニ於テハ其抵當ノ變更登記ノ申請書ニ抵當證券ヲ添附スルコトヲ要ス

第五十七條 權利ノ變更ノ登記ヲ爲ストキハ變更シタル登記事項ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第五十八條 登記名義人ノ表示ノ變更ノ登記ハ附記ニ依リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ヲ爲ストキハ前ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第五十九條 行政區畫又ハ其名稱ノ變更アリタルトキハ登記簿ニ記載シタル行政區畫又ハ其名稱ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス字又ハ其名稱ノ變更アリタルトキモ亦同シ

第六十條 登記官吏カ登記ヲ完了シタルトキハ登記原因ヲ證スル書面又ハ申請書ノ副本ニ登記番號、申請書受附ノ年月日、受附番號、順位番號及ヒ登記濟ノ旨ヲ記載シ登記所ノ印ヲ押捺シテ之ヲ登記權利者ニ還付スルコトヲ要ス

申請書ニ添附シタル登記濟證又ハ第四十四條ニ掲ケタル書面ノ一通ニハ申請書受附ノ年月日、受附番號、順位番號、登記權利者ノ氏名、住所、登記原因、其日附、登記ノ目的及ヒ登記濟ノ旨ヲ記載シ登記所ノ印ヲ押捺シテ之ヲ登記義務者ニ還付スルコトヲ要ス但登記名義人カ多數ナル場合ニ於テ其一部カ登記義務者ナルトキハ登記義務者ノ氏名、住所ヲモ記載スルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テ登記權利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキハ申請書ニ掲ケタル筆頭ノ者ノミノ氏名、住所及ヒ他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル

第六十條ノ二 第四十六條ノ二ノ場合ニ於テ登記官吏カ登記ヲ完了シタルトキハ前條第一項ニ掲ケタル書類ヲ債權者ニ還付シ且登記濟ノ旨ヲ登記權利者ニ通知スルコトヲ要ス

第六十一條 第四十四條ノ場合ニ於テ登記官吏カ登記ヲ完了シタルトキハ不動産ノ表示、登記原因、其日附、登記権利者ノ氏名、住所、登記ノ目的及ヒ登記済ノ旨ヲ登記義務者又ハ其一人ニ通知スルコトヲ要ス

第六十二條 官廳又ハ公署カ登記権利者ノ爲メニ登記ヲ囑託シタル場合ニ於テ登記所ヨリ登記済證ノ還付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ登記権利者ニ交付スルコトヲ要ス

第六十三條 登記官吏カ登記ヲ完了シタル後其登記ニ付キ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ登記権利者及ヒ登記義務者ニ通知スルコトヲ要ス但登記権利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキハ其一人ニ通知スルヲ以テ足ル

第六十三條ノ二 前條ノ場合ニ於テ登記ノ錯誤又ハ遺漏カ登記官吏ノ過誤ニ出テタルトキハ登記上利害ノ關係ヲ有スル第三者アル場合ヲ除ク外登記官吏ハ遲滞ナク法務局又ハ地方法務局ノ長ノ許可ヲ得テ登記ノ更正ヲ爲シ其旨ヲ登記権利者及ヒ登記義務者ニ通知スルコトヲ要ス
前條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十三條ノ三 前二條ノ通知ハ第四十六條ノ二ノ場合ニ於テハ債權者ニ亦之ヲ爲スコトヲ要ス
第六十四條 第五十六條及ヒ第五十七條ノ規定ハ登記ノ更正ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條 抹消シタル登記ノ回復ヲ申請スル場合ニ於テ登記上利害ノ關係ヲ有スル第三者アルトキハ申請書ニ其承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス尙登記ノ回復ニ付キ利害ノ關係ヲ有スル抵抗證券ノ所持人又ハ裏書人アルトキハ其者ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲモ添附スルコトヲ要ス

第六十六條 登記回復ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ回復スルトキハ回復ノ登記ヲ爲シタル後更ニ抹消ニ係ル登記ト同一ノ登記ヲ爲シ若シ或登記事項ノミカ抹消ニ係ルトキハ附記ニ依リ更ニソノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十七條 第九條第二項ノ場合ニ於テ乙登記所ハ移送ヲ受ケタル登記簿ノ謄本ニ依リ相當登記區畫ノ登記簿ニ登記ヲ移スコトヲ要ス
登記簿ニ登記ヲ移ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ其登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載シ其左側ニ前登記區畫ノ表示ヲ爲シ前登記番號ヲ記載スルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テハ表示欄及ヒ事項欄ニ移シタル登記ノ末尾ニ登記簿ノ謄本ニ依リ登記ヲ移シタル旨及ヒ其年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第六十八條 同一ノ登記所ノ管轄内ニ於テ一箇又ハ數箇ノ不動産ノ所在地カ甲登記區畫ヨリ乙登記

區畫ニ轉屬シタルトキハ登記所ハ乙登記區畫ノ登記簿ニ其不動産ニ關スル登記ヲ移スコトヲ要ス
前條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

登記簿ニ登記ヲ移シタルトキハ前登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第六十九條 第二十三條ノ場合ニ於テハ登記權利者ノミニテ登記ノ回復ヲ申請スルコトヲ得

第七十條 前條ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ申請書ニ前登記ノ順位番號、申請書受附ノ年月日、受附番號ヲ記載シ前登記濟證ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十一條 第六十九條ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中番號欄ニ其登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載シ表示欄ニ不動産ノ表示ヲ爲シ相當區順位番號欄ニ前登記ノ番號ヲ記載シ事項欄ニ前登記ノ申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載スルコトヲ要ス登記官吏ハ回復ノ登記ヲ爲ス場合ニ於テ前登記ニ付キ職權ヲ以テ記載シタル事項アリタルコトヲ發見シタルトキハ其ノ事項ヲモ記載スルコトヲ要ス

七十二條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間中ニ受附ケタル新登記ノ申請書、通知書、許可書及ヒ管轄轉屬ニ因リ稅送ヲ受ケタル登記簿謄本ハ受附番號ノ順序ニ從ヒテ之ヲ申請書編綴簿ニ編綴スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル編綴アリタルトキハ登記スヘキ事項ニ付テハ編綴ノ時ニ登記アリタルト同一ノ效力ヲ生ス

第七十三條 第六十條乃至第六十二條ノ規定ハ登記官吏カ前條第一項ノ規定ニ依ル編綴ヲ完了シタル場合ニ之ヲ準用ス

申請書ニ登記濟證ヲ添附スルコトヲ要スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル編綴濟證ノ添附ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第七十四條 第二十三條ノ規定ニ依リテ定メタル期間滿了シタルトキハ遲滯ナク第七十二條第一項ニ掲ケタル書面ニ基キ登記簿ニ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五條 前條第一項ノ規定ニ依リテ登記簿ニ記載ヲ爲シタルトキハ當事者ニ對シ之ニ登記濟證ヲ與フヘキ旨ヲ通知シ若シ回復シタル登記ト同項ノ規定ニ依リテ記載シタル登記ト牴觸スルトキハ同時ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス

當事者カ登記濟證ヲ申請スル場合ニ於テハ第七十三條第一項ノ規定ニ依ル編綴濟證ヲ提出スルコトヲ要ス

第六十條ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條 登記用紙中表題部又ハ或區カ登記ヲ爲スヘキ余白ナキニ至リタルトキハ新用紙中登記番號欄ニ前用紙ノ登記番號ヲ轉寫シ前用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及ヒ其繼續用紙ナルコトヲ記載シ且前用紙中登記番號欄新用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及ヒ之ニ繼續スル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前用紙中表題部又ハ他ノ區ニ餘白アルトキハ表題部又ハ其區ニ登記スヘキ事項ニ付テハ仍ホ之ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第七十六條ノ二 登記用紙ノ繼續夥多ニシテ取扱不便ト爲ルニ至リタルトキハ其登記ヲ新用紙ニ移スコトヲ得

第六十八條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條ノ三 登記ヲ移シ又ハ轉寫スル場合ニ於テハ現ニ效力ヲ有スル登記ノミヲ移シ又ハ轉寫スヘシ

第七十七條 登記ヲ爲シ又ハ申請書其他登記ニ關スル書面ヲ作ルニハ字畫明瞭ナルコトヲ要ス
金錢其他ノ物ノ數量、年月日及ヒ番號ヲ記載スルニハ老式參拾ノ字ヲ用キルコトヲ要ス

文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス訂正、挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其字數ヲ欄外ニ記載シ又ハ文字ノ前後ニ括弧ヲ附シ之ニ捺印シ其削除ニ係ル文字ハ尙ホ讀得ヘキ爲メ字體ヲ存スルコトヲ要ス

第二節 所有權ニ關スル登記手續

第七十八條 所有權ノ一部移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其部分ノ表示ヲ爲シ若シ登記原因ニ民法第二百五十六條第一項但書ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第七十九條 土地ノ分合、滅失、段別若クハ坪數ノ増減又ハ地目若クハ番號ノ變更アリタルトキハ其土地ノ所有權ノ登記名義人ハ遲滞ナク其登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十條 前條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ土地ノ分合、滅失若クハ増減シタル段別若クハ坪數並ニ現在ノ段別若クハ坪數又ハ新地目若クハ新番號ヲ記載シ且土地臺帳謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十一條 土地ノ分合、滅失、段別若クハ坪數ノ減少又ハ地目ノ變更ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ其土地ノ登記用紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記アルトキハ申請書ニ其登記名義人ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス尙抵當證券ノ發行アリタル場合

ニ於テハ其所持人又ハ裏書人ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲモ添附スルコトヲ要ス

第五十六條第二項ノ規定ハ抵當證券ノ發行アリタル場合ニ於ケル前項ノ申請ニ之ヲ準用ス

第八十二條 甲地ヲ分割シテ其一部ヲ乙地ト爲シタル場合ニ於テ分筆ノ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ番號ヲ記載シ表示欄ニ分割ニ因リテ登記何號ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ甲地ノ登記用紙中表示欄ニ殘餘部分ノ表示ヲ爲シ分割ニ因リテ他ノ部分ヲ登記何號ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第八十三條 前條第一項ノ場合ニ於テハ乙地ノ登記用紙中相當區事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫シ且所有權以外ノ權利ニ關スル登記中ニ甲地ト共ニ其權利ノ目的タル旨、申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫シタルトキハ甲地ノ登記用紙中其權利ニ關スル登記ニ乙地ト共ニ其權利目的タル旨ヲ附記スルコトヲ要ス

申請書ニ所有權以外ノ權利ノ登記名義人カ乙地ニ關シ其權利ノ消滅ヲ承諾シタルコトヲ證スル書

面又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキハ甲地ノ登記用紙中其權利ニ關スル登記ニ其旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第八十四條 甲地ヲ分割シテ其一部ヲ乙地ト爲シタル場合ニ於テ乙地ノミカ所有權以外ノ權利ノ目的タルトキハ乙地ノ登記用紙中相當區事項欄ニ其權利ニ關スル登記ヲ移シ申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ甲地ノ登記用紙中所有權以外ノ權利ニ關スル登記ニ乙地ノ表示ヲ爲シ分割ニ因リテ登記何號ニ移シタル旨ヲ附記シ其登記ヲ朱抹スルコトヲ要ス

申請書ニ所有權以外ノ權利ノ登記名義人カ其權利ノ消滅ヲ承諾シタルコトヲ證スル書面又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキハ甲地ノ登記用紙中其權利ニ關スル登記ニ其旨ヲ附記シ其登記ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第八十五條 甲地ヲ分割シテ其一部ヲ乙地ニ合併シタル場合ニ於テ合併ノ登記ヲ爲ストキハ乙地ノ登記用紙中表示欄ニ合併ニ因リテ登記何號ヨリ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ乙地ノ登記用紙中甲區事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ所有權ニ關スル登記ヲ轉

寫シ其登記カ合併シタル部分ノミニ關スル旨、申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

甲地ノ登記用紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記アルトキハ乙地ノ登記用紙中相當區事項欄ニ其權利ニ關スル登記ヲ轉寫シ合併シタル部分ノミカ甲地ト共ニ其權利ノ目的タル旨、申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ轉寫スル場合ニ於テ登記原因、其日附、登記ノ目的及ヒ受附番號カ同一ナルトキハ甲地ノ登記用紙ヨリ乙地ノ登記用紙ニ登記番號ノミ轉寫シ該登記番號ノ土地ニ付同一事項ノ登記アル旨ヲ附記スヘシ

第八十二條第二項、第八十三條第二項、第三項及ヒ前條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十六條 甲地ヲ乙地ニ合併シタル場合ニ於テ合筆ノ登記ヲ爲ストキハ乙地ノ登記用紙中表示欄ニ合併ニ因リテ登記何號ヨリ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

甲地ノ登記用紙中表示欄ニ合併ニ因リテ登記何號ニ移シタル旨ヲ記載シ甲地ノ表示、其番號及登記番號ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第八十七條 前條ノ場合ニ於テハ乙地ノ登記用紙中甲區事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ所有權ニ關ス

ル登記ヲ移シ其登記カ甲地タリシ部分ノミニ關スル旨、申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

甲地ノ登記用紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記アルトキハ乙地ノ登記用紙中相當區事項欄ニ其權利ニ關スル登記ヲ移シ甲地タリシ部分ノミカ其權利ノ目的タル旨、申請書受附年月日及受附番號ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第八十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ、第八十五條第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十八條 土地ノ段別又ハ坪數ノ増減ノ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中表示欄ニ増減ノ原因ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第八十九條 地目又ハ土地ノ番號ノ變更ノ登記ヲ爲ストキハ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第九十條 削除

第九十一條 建物ノ分合、其番號若クハ構造ノ變更、其滅失、其建坪ノ増減又ハ附屬建物ノ新築アリタルトキハ其建物ノ所有權ノ登記名義人ハ遲滞ナク登記ヲ申請スルコトヲ要ス
建物ノ敷地ノ番號又ハ家屋番號ノ變更アリタルトキ亦同シ

第九十二條 前條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ分合シタル建坪、新番號若クハ新構造又ハ滅失、増減若クハ新築シタル建坪並ニ現在ノ建坪ヲ記載シ又ハ敷地ノ新番號若クハ新家屋番號ヲ記載シ且建物ノ番號ノ變更ノ登記ヲ申請スル場合ヲ除ク外家屋臺帳謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第九十三條 建物ノ分合、其構造ノ變更、其滅失又ハ其建坪ノ減少ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其建物ノ登記用紙ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記アルトキハ第八十一條ノ規定ヲ準用ス

第九十四條 甲建物又ハ其附屬建物ヲ分割又ハ區分シテ之ヲ乙建物ト爲シタル場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ番號ヲ記載シ表示欄ニ分割又ハ區分ニヨリテ登記何號ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ甲建物ノ登記用紙中表示欄ニ殘餘部分ノ表示ヲ爲シ分割又ハ區分ニ因リテ他ノ部分ヲ登記何號ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス但分割又ハ區分シタル附屬建物ノミニ關スル表示番號アルトキハ其番號ヲモ朱抹スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物又ハ其附屬建物ヲ分割又ハ區分シテ之ヲ乙建物ノ附屬建物ト爲シタル場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表示欄ニ合併ニ因リテ登記何號ヨリ移シタル旨ヲ記載ス

ルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十六條 第八十三條及ヒ第八十四條ノ規定ハ第九十四條ノ場合ニ之ヲ準用ス但甲建物ノ登記用紙中甲區事項欄ニ分割又ハ區分シタル附屬建物ニ關スル登記原因ノ記載ナキトキハ第八十三條ニ定メタル手續ヲ爲ス外乙建物ノ登記用紙中甲區事項欄ニ申請人ノ氏名、住所及ヒ分割又ハ區分ニ因リテ其者ノ所有權ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十七條 第八十五條第二項乃至第五項ノ規定ハ第九十五條ノ場合ニ之ヲ準用ス但甲建物ノ登記用紙中甲區事項欄ニ分割又ハ區分シタル附屬建物ニ關スル登記原因ノ記載ナキトキハ第八十五條第二項乃至第五項ニ定メタル手續ヲ爲ス外乙建物ノ登記用紙中甲區事項欄ニ申請人ノ氏名、住所及ヒ合併ニ因リテ其者ノ所有權ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十八條 甲建物ヲ乙建物又ハ其附屬建物ニ合併シタル場合ニ於テ其登記ヲ爲スニ付テハ第八十六條及ヒ第八十七條ノ規定ヲ準用ス但甲建物ヲ乙建物ノ附屬建物ニ合併シタル場合ニ於テハ乙建物ノ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要セス

第九十九條 第八十八條ノ規定ハ建物又ハ附屬建物ノ建坪ノ増減ノ登記ニ之ヲ準用ス

附屬建物ノ新築ノ登記ヲ爲ストキハ主タル建物ノ登記用紙中表示欄ニ附屬建物ノ種類、構造及ヒ建坪ヲ記載スルコトヲ要ス

第百條 第八十九條ノ規定ハ建物ノ番號ノ變更、建物若クハ附屬建物ノ構造ノ變更又ハ敷地ノ番號若クハ家屋番號ノ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス

第百條ノ二 行政區畫又ハ字ノ變更ニ伴ヒ土地ノ番號又ハ家屋番號ノ變更アリタルトキハ土地臺帳所管廳又ハ家屋臺帳所管廳ハ遲滞ナク其旨ヲ登記所ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ遲滞ナク登記用紙中表示欄ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第百一條 不動産ノ滅失ノ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中表示欄ニ滅失ノ原因ヲ記載シ不動産ノ表示表示、番號及ヒ登記番號ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第百二條 前條ノ場合ニ於テ滅失シタル不動産カ他ノ不動産ト共ニ所有權以外ノ權利ノ目的タリシトキハ他ノ不動産ノ登記用紙中相當區事項欄ニ滅失シタル不動産ノ表示ヲ爲シ滅失ノ原因及ヒ其不動産ノ滅失シタルコトヲ附記シ其不動産ト共ニ所有權以外ノ權利ノ目的タル旨ヲ記載シタル登記中滅失シタル不動産ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

他ノ不動産ノ所在地カ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキハ遲滞ナク前項ノ登記ヲ其登記所ニ囑託ス

ルコトヲ要ス

前項ノ囑託ヲ受ケタル登記所ハ遲滞ナク第一項ニ定メタル手續ヲ爲スコトヲ要ス

第百二條ノ二 削除

第百二條ノ三 既登記ノ土地カ河川ノ敷地ト爲リタル場合ニ於テハ當該官廳ハ遲滞ナク其登記ノ抹

消ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ囑託ヲ爲ス場合ニ於テ必要アルトキハ當該官廳ハ登記名義人又ハ相續人ニ代ハリ土地ノ表示若クハ登記名義人ノ表示ノ變更又ハ相續ニ因ル所有權移轉ノ登記ヲ囑託スルコトヲ得

第一項ノ囑託ヲ受ケタル登記所ハ登記用紙中表示欄ニ河川ノ敷地ト爲リタル旨ヲ記載シ土地ノ表示、表示番號及ヒ登記番号ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス此場合ニ於テ第百二條ノ規定ヲ準用ス

第百三條 土地ノ收用ニ因ル所有移轉ノ登記ハ登記權利者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得其申請書ニハ補償金ノ受取證又ハ供託受領證ヲ添付スルコトヲ要ス

前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テ必要アルトキハ起業者ハ登記名義人又ハ相續人ニ代ハリ土地ノ表示若クハ登記名義人ノ表示ノ變更又ハ相續ニ因ル所有權移轉ノ登記ヲ申請スルコトヲ得

官廳又ハ公署カ起業者ナルトキハ其官廳又ハ公署ハ遲滞ナク前二項ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第三百三條ノ二 第四十六條ノ二、第五十條第三項、第六十條ノ二及ヒ第六十三條ノ三ノ規定ハ第二條ノ三第二項及ヒ前條第二項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第四百條 削除

第四百條ノ二 不動産ノ信託ノ登記ニ付テハ受託者ヲ登記權利者トシ委託者ヲ登記義務者トス

第四百條ノ三 信託法第十四條ノ規定ニ依リテ信託財産ニ屬スル不動産ノ信託ノ登記ハ受託者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ規定ハ信託法第二十七條ノ規定ニ基ク信託財産ノ復舊ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百條ノ四 受益者又ハ委託者ニ代位シテ信託ノ登記ヲ申請スルコトヲ得

第四十六條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル代位登記ノ申請ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ申請書ニ代位原因ヲ證スル書面ノ外登記ノ目的タル不動産カ信託財産タルコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第四百條ノ五 信託ノ登記ノ申請ハ信託ニ因ル不動産ノ所有權ノ移轉ノ登記ノ申請ト同一ノ書面ヲ

以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ信託法第十四條ノ規定ニ依リテ信託財産ニ屬スル不動産ノ取得ノ登記ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

第四百條ノ六 受託者更迭ノ場合ニ於テ所有權移轉ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其更迭ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ信託法第五十條第二項ノ場合ニ於テ爲スヘキ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス

第四百條ノ七 受託者ノ任務カ死亡、破産、禁治産、準禁治産又ハ裁判所若クハ主務官廳ノ解任命令ニ因リテ終了シタルトキハ前條ノ登記ハ新受託者又ハ他ノ受託者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得受託者タル法人ノ任務カ解散ニ因リテ終了シタルトキ亦同シ

第四百條ノ八 信託ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ申請書ニ添附スルコトヲ要ス

- 一 委託者、受託者、受益者及ヒ信託管理人ノ氏名、住所法人ニ在リテハ其名稱及ヒ事務所
- 二 信託ノ目的
- 三 信託財産ノ管理方法

四 信託終了ノ事由

五 其他信託ノ條項

前項ノ書面ニハ申請人署名、捺印スルコトヲ要ス

第四百四條ノ九 前條ノ規定ニ依リテ申請書ニ添附シタル書面ハ之ヲ信託原簿トス

信託原簿ハ之ヲ登記簿ノ一部ト看做シ其記載ハ之ヲ登記ト看做ス

第四百四條ノ十 裁判所カ信託管理人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキハ遲滞ナク信託原簿ノ記載ヲ登記

所ニ囑託スルコトヲ要ス主務官廳カ信託管理人ヲ選任シタルトキ亦同シ

第四百四條ノ十一 前條ノ規定ハ裁判所又ハ主務官廳カ受託者ヲ解任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百四條ノ十二 裁判所カ信託財産ノ管理方法ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク信託原簿ノ記載ヲ登記

所ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ主務官廳カ信託ノ條項ヲ變更シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百四條ノ十三 前三條ノ場合ヲ除ク外第四百四條ノ八第一項ニ掲クル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ

受託者ハ遲滞ナク其變更ヲ證スル書面ヲ添ヘテ信託原簿ノ記載ヲ申請スルコトヲ要ス但第四百四條

ノ六又ハ第四百四條ノ七ノ場合ニ於テ登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ信託原簿ノ記載

ヲ爲スコトヲ要ス

第四百四條ノ十四 第四百四條ノ十一ノ規定ニ依リテ信託原簿ノ記載ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權

ヲ以テ登記簿ニ其旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第四百四條ノ十五 第四百四條ノ二乃至前條ノ規定ハ担保附社債信託法ニ依ル登記ニ之ヲ適用セス

第四百五條 未登記ノ土地所有權ノ登記ハ左ニ掲ケタルモノヨリ之ニ申請スルコトヲ得

一 土地臺帳謄本ニ依リ自己又ハ被相續人カ土地臺帳ニ所有者トシテ登録セラレタコトヲ證スル者

二 判決ニ依リ自己ノ所有權ヲ證スル者

第四百六條 未登記ノ建物所有權ノ登記ハ左ニ掲ケタル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

一 家屋臺帳謄本ニ依リ家屋臺帳ニ自己又ハ被相續人カ所有者トシテ登録セラレタルコトヲ證スル者

二 判決ニ依リ自己ノ所有權ヲ證スル者

第四百七條 前二條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ第五百五條第何號又ハ前條第

何號ニ依リテ登記ヲ申請スル旨ヲ記載シ必要ナル證明書類ヲ添付スルコトヲ要ス但登記原因及ヒ

其日附ヲ記載シ又ハ第三十五條第一項第二號乃至第四號ニ掲ケタル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第八條 未登記ノ不動産所有權ノ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第九條 第二百二十八條及ヒ第二百二十九條ノ規定ハ未登記ノ不動産所有權ノ變更又ハ處分ノ制限ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十條 官廳又ハ公署カ未登記ノ不動産所有權ノ登記ヲ登記所ニ囑託スル場合ニ於テハ第五條又ハ第六條ノ規定ニ依リテ證明ヲ爲スコトヲ要セス

第三節 所有權以外ノ權利ニ關スル登記手續

第十一條 地上權ノ設定又ハ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ地上權設定ノ目的及ヒ範圍ヲ記載シ若シ登記原因ニ存續期間、地代又ハ其支拂時期ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第十二條 永小作權ノ設定又ハ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ小作料ヲ記載シ若シ登記原因ニ存續期間、小作料ノ支拂時期其他永小作人ノ權利若クハ義務ニ關スル特約又ハ民法第二百七十二條但書ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第十三條 地役權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ要役地ノ表示ヲ爲シ地役權設定ノ目的及ヒ範圍ヲ記載シ若シ登記原因ニ民法第二百八十一條第一項但書、第二百八十五條第一項但書又ハ第二百八十六條ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第十四條 地役權ノ設定ノ登記ヲ爲シタルトキハ要役地タル不動産ノ登記用紙中相當事項欄ニ承役地タル不動産ノ表示ヲ爲シ其不動産カ地役權ノ目的タル旨、地役權設定ノ目的及ヒ範圍ヲ記載スルコトヲ要ス

要役地カ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキハ遲滞ナク其登記所ニ承役地、要役地、地役權設定ノ目的並ニ範圍及ヒ申請書受附ノ年月日ヲ通知スルコトヲ要ス
前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ遲滞ナク要役地タル不動産ノ登記用紙中相當區事項欄ニ通知ヲ受ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第十五條 先取特權ノ保存ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ債權額ヲ記載シ若シ登記原因ニ辨濟期ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス但不動產工事先取特權ノ保存ニ付テハ其工事費用ノ豫算額ヲ記載スルコトヲ要ス

第十六條 質權ノ設定又ハ轉質ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ債權額ヲ記載シ若シ登記

原因ニ存続期間若クハ辨濟期ノ定アルトキ、利息ニ關スル定アルトキ、違約金若クハ賠償額ノ定アルトキ、債權ニ條件ヲ附シタルトキ、民法第三百四十六條但書ノ定アルトキ、第三百五十六條若クハ第三百五十七條ノ規定ニ異ナリタル定アルトキ又ハ第三百七十條但書ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第一百七條 抵當權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ債權額ヲ記載シ若シ登記原因ニ辨濟期ノ定アルトキ、利息ニ關スル定アルトキ、其發生期若クハ支拂時期ノ定アルトキ、元本若クハ利息ノ支拂場所ノ定アルトキ、債權ニ條件ヲ附シタルトキ、民法第三百七十條但書ノ定アルトキ又ハ抵當證券發行ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第一百八條 先取特權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ其權利ノ目的カ所有權以外ノ權利ナルトキハ申請書ニ其權利ノ表示ヲ爲スコトヲ要ス

第一百九條 質權又ハ抵當權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ設定者カ債務者ニ非サルトキハ申請書ニ債務者ノ表示ヲ爲スコトヲ要ス
質權又ハ抵當權ノ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ質權又ハ抵當權カ債權ト共ニ移轉スルヤ否ヤヲ記載スルコトヲ要ス

第一百九條ノ二 抵當證券ノ發行アル抵當權ノ目的物ノ讓渡ニ因ル移轉ノ登記ヲ爲シタルトキ又ハ抵當權ノ目的物ノ讓渡ニ因ル移轉ノ登記ヲ爲シタル後抵當證券ノ發行アリタルトキハ抵當權設定者ハ其氏名、住所ノ登記ヲ申請スルコトヲ得但抵當權設定者カ債務者ニ非サルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ登記ハ抵當權設定ノ登記ニ附記シテ之ヲ爲ス

第二十條 一定ノ金額ヲ目的トセサル債權ノ擔保タル先取特權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其債權ノ價格ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十一條 官吏又ハ公吏ノ身元保證ヲ目的トスル抵當權ノ設定ノ登記ハ囑託書ニ其官吏又ハ公吏カ差出シタル登記請求書ヲ添附シテ當該官廳又ハ公署ヨリ遲滯ナク之ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第二十二條 數個ノ不動産ニ關スル權利ヲ目的トスル先取特權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ各不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ爲スコトヲ要ス

第二十二條ノ二 前條ノ場合ニ於テ不動産カ五個以上ナルトキハ申請書ニ共同擔保目錄ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ目錄ニハ各不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ爲シ申請人之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

第二百二十二條ノ三 一個又ハ數個ノ不動産ニ關スル權利ヲ目的トスル先取特權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ爲シタル後同一ノ債權ニ付キ他ノ一個又ハ數個ノ不動産ニ關スル權利ヲ目的トスル先取特權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ前ノ登記ヲ表示スルニ足ルヘキ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百二十三條 債權ノ一部ノ讓渡又ハ代位辨濟ニ因ル先取特權、質權又ハ抵當權ノ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ讓渡又ハ代位辨濟ノ目的タル債權額ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百二十四條 第二百二十二條ノ規定ニ從ヒテ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ其一個ノ不動産ニ關スル權利ニ付キ登記ヲ爲ストキハ其不動産ノ登記用紙中相當區事項欄ニ他ノ不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ爲シ其權利カ共ニ擔保ノ目的タル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百二十四條ノ二 申請書ニ共同擔保目錄ヲ添附シタル場合ニ於テ其一個ノ不動産ニ關スル權利ニ付キ登記ヲ爲ストキハ其不動産ノ登記用紙中相當區事項欄ニ共同擔保目錄ニ掲ケタル他ノ不動産ニ關スル權利ト共ニ擔保ノ目的タル旨ヲ記載スルヲ以テ足ル

第二百二十四條ノ三 共同擔保目錄ハ之ヲ登記簿ノ一部ト看做シ其記載ハ之ヲ登記ト看做ス

第二百二十四條ノ四 第二百二十二條ノ三ノ規定ニ依ル登記ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ其登記及ヒ前ノ登記ニ各不動産ニ關スル權利カ共ニ擔保ノ目的タルコトヲ記載スルコトヲ要ス

第二百二十四條及ヒ第二百二十四條ノ二ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十五條 先取特權、質權又ハ抵當權ノ移轉ノ登記ハ附記ニ依リテ之ヲ爲ス

第二百二十六條 數個ノ不動産ニ關スル權利カ先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テ其一個ノ不動産ニ關スル權利ヲ目的トスル先取特權、質權又ハ抵當權ノ消滅ノ登記ヲ爲シタルトキハ他ノ不動産ニ關スル權利ニ付キ第二百二十四條ノ規定ニ從ヒテ爲シタル登記ニ其旨ヲ附記シ消滅ニ係ル事項ヲ朱抹スルコトヲ要ス其一個ノ不動産ニ關スル權利ノ表示ニ付キ變更ノ登記ヲ爲シタルトキ亦同シ

第二百十四條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十六條ノ二 前條第一項ノ規定ニ從ヒテ爲スヘキ登記ハ共同擔保目錄アル場合ニ於テハ其目錄ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二百二十六條ノ三 登記官吏カ抵當證券ヲ交付シタルトキハ職權ヲ以テ抵當權設定ノ登記ニ其旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第二百二十六條ノ四 登記官吏カ抵當證券法第五條第二項ノ囑託ニ因リ抵當證券ヲ作成シタルトキハ職權ヲ以テ抵當權設定ノ登記ニ其旨ヲ附記スルコトヲ要ス

抵當證券法第一條第二項ノ申請アリタル場合ニ於テ登記官吏カ抵當證券ヲ交付シタルトキハ他ノ登記所ニ前條ノ登記ヲ囑託スルコトヲ要ス其申請ヲ却下シタルトキハ前項ノ規定ニ依ル登記ノ抹消ヲ囑託スルコトヲ要ス

第二百二十六條ノ五 前條第一項ノ規定ニ依ル登記アリタル不動産ニ付キ同條第二項ノ囑託ニ因リ抵當證券交付ノ登記ヲ爲シタルトキハ其登記ハ同條第一項ノ規定ニ依ル登記ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス

第二百二十七條 賃借權ノ設定又ハ賃借物ノ轉貸ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ借賃ヲ記載シ若シ登記原因ニ存期間若クハ借賃ノ支拂時期ノ定アルトキ又ハ賃借權ノ移轉若クハ賃借物ノ轉貸ヲ許シタルトキハ之ヲ記載シ賃借借ヲ爲ス者カ處分ノ能力若クハ權限ヲ有セサル者ナルトキハ其旨ヲ記載スルコトヲ要ス
賃借權ノ移轉又ハ賃借物ノ轉貸ヲ許シタル旨ノ登記アラサル場合ニ於テ賃借權ノ移轉又ハ賃借物ノ轉貸ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ賃貸人ノ承諾書ヲ添附スルコトヲ要ス

第二百二十七條ノ二 第三百三條及ヒ第三百三條ノ二ノ規定ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ收用ニ因ル權利移轉ノ登記ニ、第四百四條ノ二乃至第四百四條ノ十五ノ規定ハ不動産ニ關スル所有權以外ノ權利ノ信託ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二百二十八條 未登記ノ不動産ノ所有權以外ノ權利ニ關スル登記ハ之ヲ命スル裁判ニ依リテ自己ノ權利ヲ證スル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第二百二十九條 前條ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ番號ヲ記載シ表示欄ニ不動産ノ表示ヲ爲シ且甲區事項欄ニ所有者ノ氏名、住所及ヒ何權利ノ登記ヲ命スル裁判ニ因リテ所有權ノ登記ヲ爲ス旨記載スルコトヲ要ス

第二百三十條 未登記ノ不動産ノ所有權以外ノ權利ヲ目的トスル權利ニ關スル登記ハ之ヲ命スル裁判ニ依リテ自己ノ權利ヲ證スル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第二百三十一條 前條ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ番號ヲ記載シ表示欄ニ不動産ノ表示ヲ爲シ甲區事項欄ニ何權利ヲ目的トスル何權利ノ登記ヲ命スル裁判ニ因リテ所有權ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記載シ且所有權以外ノ權利ヲ登記スヘキ相當區事項欄ニ權利者ノ

氏名、住所及ヒ何權利ノ登記ヲ命スル裁判ニ因リテ何權利ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス
第三百二十二條 既登記ノ不動産ニ付未登記ノ所有權以外ノ權利ヲ目的トスル權利ニ關スル登記ハ之ヲ命スル裁判ニ依リテ自己ノ權利ヲ證スル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第三百二十三條 前條ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中所有權以外ノ權利ヲ登記スヘキ相當區事項欄ニ權利者ノ氏名、住所及ヒ何權利ノ登記ヲ命スル裁判ニ因リテ何權利ノ登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百二十四條 前四條ノ規定ハ所有權以外ノ權利又ハ其權利ヲ目的トスル權利ノ變更又ハ處分ノ制限ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三百二十五條 官廳又ハ公署カ未登記ノ不動産ニ付キ所有權以外ノ權利若クハ其權利ヲ目的トスル權利ニ關スル登記又ハ既登記ノ不動産ニ付未登記ノ所有權ヲ目的トスル權利ニ關スル登記ヲ登記所ニ囑託スル場合ニ於テハ裁判ニ依リテ其權利ヲ證スルコトヲ要セス

第三百二十六條 建物ヲ新築スル場合ニ於テ不動産工事ノ先取特權ノ保存ノ登記ヲ申請スルトキハ申請書ニ設計書ニ定メタル其建物ノ種類、構造、建坪、建物ヲ新築スヘキ郡、市、區、町村、字、土地ノ番號及ヒ工事費用ノ豫算額ヲ記載シ若シ登記原因ニ辨濟期ノ定アルトキハ之ヲ記載シ設計書及ヒ圖面ヲ添附スルコトヲ要ス

第三百二十七條 前條ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ番號ヲ記載シ表示欄ニ新築スヘキ建物ノ表示ヲ爲シ且其建物ノ種類、構造及ヒ建坪ハ設計書ニ依ル旨ヲ記載シ甲區事項欄ニ登記義務者ノ氏名、住所及ヒ不動産工事ノ先取特權ノ保存ノ登記ヲ爲スニ因リテ登記ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百二十八條 既登記ノ主タル建物ノ附屬建物ヲ新築スル場合ニ於テ不動産工事ノ先取特權ノ保存ノ登記ヲ爲ストキハ主タル建物ノ登記用紙中表示欄ニ新築スヘキ附屬建物ノ表示ヲ爲シ且其建物ノ種類、構造及ヒ建坪ハ設計書ニ依ル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百二十九條 建物ヲ新築スルニ付キ不動産工事ノ先取特權ノ保存ノ登記ヲ爲シタル場合ニ於テ其建物ノ建築カ終リタルトキハ其建物ノ所有者ハ遲滞ナク所有權ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス但第百六條及ヒ第百七條ノ適用ヲ妨ケス

附屬建物ヲ新築スルニ付キ不動産工事ノ先取特權ノ保存ノ登記ヲ爲シタル場合ニ於テ其建物ノ建築カ終リタルトキハ其建物ノ所有者ハ遲滞ナク新築ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第四百十條 前條ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ爲ストキハ登記用紙中表示欄ニ更ニ建物ノ表示

ヲ爲シ前ノ表示及ヒ其番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス但前條第一項ノ申請ニ因リテ登記ヲ爲ス場合ニ於テハ不動産工事ノ先取特權ノ保存ニ關シテ甲區事項欄ニ爲シタル登記ヲモ朱抹スルコトヲ要ス

第四節 抹消ニ關スル登記手續

第四百十一條 登記シタル權利カ或人ノ死亡ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テ申請書ニ其死亡ヲ證スル「市町村長又ハ區長」ノ書面其他ノ公正證書ヲ添附スルトキハ登記權利者ノミニテ登記ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

第四百十二條 登記權利者カ登記義務者ノ行方ノ知レサルニ因リ之ト共ニ登記ノ抹消ヲ申請スルコト能ハサルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ公示催告ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ除權判決アリタルトキハ申請書ニ其謄本ヲ添附シ登記權利者ノミニテ登記ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ申請書ニ債權證書及ヒ債權竝ニ最後ノ二年分ノ定期金ノ受取證書ヲ添附シタルトキハ登記權利者ノミニテ先取特權、質權又ハ抵當權ニ關スル登記ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

第四百十三條 削除

第四百十三條ノ二 信託財産タル不動産ニ關スル權利ノ移轉ニ因リ其權利カ信託財産ニ屬セサルニ至リタル場合ニ於テ爲スヘキ信託登記抹消ノ申請ハ移轉登記ノ申請ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ信託終了ニ因リ信託財産タル不動産ニ關スル權利カ移轉シタル場合ニ之ヲ準用ス
前二項ノ規定ハ擔保附社債信託法ニ依ル登記ニ之ヲ適用セス

第四百十四條 假登記ノ抹消ハ假登記名義人ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

申請書ニ假登記名義人ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキハ登記上ノ利害關係人ヨリ假登記ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

第四百十五條 第三條ニ掲ケタル訴ヲ却下シタル裁判若クハ之ヲ提起シタル者ニ對シテ敗訴ヲ言渡シタル裁判カ確定シタルトキ、訴ノ取下アリタルトキ、請求ノ拋棄アリタルトキ又ハ請求ノ目的

ニ付キ和解アリタルトキハ第一審裁判所ハ遲滞ナク囑託書ニ裁判ノ謄本若クハ抄本又ハ訴ノ取下、請求ノ拋棄若クハ和解ヲ證スル裁判所書記ノ書面ヲ添附シテ豫告登記ノ抹消ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第四百十六條 登記ノ抹消ヲ申請スル場合ニ於テ其抹消ニ付キ登記上利害ノ關係ヲ有スル第三者ア

ルトキハ申請書ニ其承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス尙登記ノ抹消ニ付キ利害ノ關係ヲ有スル抵當證券ノ所持人又ハ裏書人アルトキハ其者ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲモ添付スルコトヲ要ス
抵當證券ノ發行アリタル場合ニ於テハ其抵當權ノ抹消ノ登記ノ申請書ニ抵當證券ヲ添付スルコトヲ要ス

第四百十七條 登記ヲ抹消スルニハ抹消ノ登記ヲ爲シタル後抹消スヘキ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス前項ノ場合ニ於テ抹消ニ係ル權利ヲ目的トスル第三者ノ權利ニ關スル登記アルトキハ登記用紙中相當區事項欄ニ其第三者ノ權利ノ表示ヲ爲シ何權利ノ登記ヲ抹消シタルニ因リテ抹消ヲ爲ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第四百十八條 第二十九條ノ規定ニ從ヒ官廳又ハ公署ヨリ公賣處分ニ因ル權利移轉ノ登記ノ囑託アリタル場合ニ於テハ滯納處分ニ關スル差押ノ登記ヲ抹消シ若シ其權利ヲ目的トセル先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アルトキハ其登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第四百十九條 第三條ノ規定ニ從ヒ土地收用ニ因ル所有權移轉ノ登記ノ申請又ハ囑託アリタル場合ニ於テ其不動産ノ登記用紙中所有權又ハ所有權以外ノ權利ニ關スル登記アルトキハ其登記ヲ抹消スルコトヲ要ス但其不動産ノ爲メニ存スル地役權ノ登記ハ此限ニ在ラス

第四百十九條ノ二 登記官吏ハ登記カ完了シタル後其登記カ第四十九條第一號又ハ第二號ニ該當スルモノナルコトヲ發見シタルトキハ登記權利者、登記義務者及ヒ登記上ノ利害關係ヲ有スル第三者ニ對シ一ヶ月ヲ超エサル期間ヲ定メ其期間内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ登記ヲ抹消スヘキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

通知ヲ受クヘキ者ノ住所又ハ居所カ知レサルトキハ前項ノ通知ニ代ヘ商業登記ニ付キ定メタル公告ト同一ノ方法ヲ以テ公告スルコトヲ要ス

登記官吏ハ前項ノ外相當ト認ムル新聞紙ニ同一ノ公告ヲ掲載セシムルコトヲ得

第四百十九條ノ三 異議ヲ述フル者アリタルトキハ登記官吏ハ其ノ異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ

第四百十九條ノ四 削除

第四百十九條ノ五 異議ヲ述フル者ナキトキ又ハ異議ヲ却下シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第五章 異議

第五十條 登記官吏ノ處分ヲ不當トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ異議ノ申立ヲ爲ス

コトヲ得

第五百一十一條 異議ノ申立ハ登記所ニ異議申立書ヲ差出シテ之ヲ爲ス

第五百一十二條 削除

第五百一十三條 登記官吏カ異議ヲ理由ナシトスルトキハ三日内ニ意見ヲ附シテ事件ヲ監督法務局又

ハ地方法務局ノ長ニ送附スルコトヲ要ス

登記官吏カ異議ヲ理由アリトスルトキハ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ要ス若シ登記完了ノ後ナルトキハ其登記ニ付異議アル旨ノ附記ヲ爲シ之ヲ登記上ノ利害關係人ニ通知シ且前項ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

第五百一十四條 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ異議ニ付キ決定ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ異議ヲ理由アリトスルトキハ登記官吏ニ相當ノ處分ヲ命シ其旨ヲ異議申立人ノ外登記上ノ利害關係人ニ通知スルコトヲ要ス

第五百一十五條 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ處分ヲ爲ス前登記官吏ニ假登記ヲ命スルコトヲ得

第五百一十六條 削除

第五百一十七條 登記官吏カ法務局又ハ地方法務局ノ長ノ命令ニ依リテ登記ヲ爲ストキハ命令ヲ爲シ

タル法務局又ハ地方法務局ノ長、命令ノ年月日、命令ニ依リテ登記ヲ條ス旨及ヒ登記ノ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第五百一十八條及ヒ第五百一十九條 削除

附則

第六十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治三十二年勅令第三百三十四號ヲ以テ同年六月十六日ヨリ施行）

第六十一條 明治十九年法律第一號登記法中地所及ヒ建物ノ登記ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第六十二條 明治六年第十八號布告地所質入書入規則又ハ同八年第四百八號布告建物書入質規則ニ從ヒテ公證ヲ經タル證書面ノ權利ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ一年内ニ債權者ヨリ其登記ヲ申請セサルトキハ其權利ハ公證ノ効力ヲ失フ

前項ノ規定ニ從ヒテ登記シタル權利ノ順位ハ公證ノ順位ニ依ル
第一項ニ定メタル登記ニ關スル手續ハ司法大臣之ヲ定ム

第六十三條 本法施行前ニ登記シタル不動産ニ付キ本法施行ノ後登記ノ申請アリタル場合ニ於テ

登記ヲ爲ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ其登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載シ其左側ニ前登記番號ヲ記載シ表示欄ニ不動産ノ表示ヲ移シ相當區順位番號欄及ヒ事項欄ニ舊登記簿ノ用紙中抹消ニ係ラサル番號及ヒ事項ヲ移シ舊登記簿ノ用紙中新登記簿ノ用紙ニ移シタル番號及ヒ事項ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第六十四條 本法ノ施行ニ關スル細則ハ司法大臣之ヲ定ム

附則 (大正二年法律第十八號)

第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正二年勅令第九十一號ヲ以テ同年六月一日ヨリ施行)

第二條 本法施行前ニ登記所ノ受關タル事件ハ従前ノ規定ニ依リ完結ス

第三條 本法施行前ニ調製シタル登記簿ハ當分ノ内之ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ登記簿ニ關スル従前ノ規定ハ仍ホ其効力ヲ有ス

第四條 本法ニ依ル登記簿ニ始メテ登記ヲ爲ス場合ニ於ケル登記番號ハ從來ノ番號ヲ追ヒテ之記載スルコトヲ要ス

第五條 従前ノ規定ニ依ル登記用紙中表題部又ハ或區カ登記ヲ爲スヘキ餘白ナキニ至リタルトキハ

本法ニ依ル登記簿ニ繼續用紙ヲ設クルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ乙區事項欄ニ登記ヲ爲ストキハ新ナル順位番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第六條 所有權以外ノ權利ニ關スル登記ノ前後ハ従前ノ規定ニ依ル登記簿ニ爲シタルモノト

本法ニ依ル登記簿ニ爲シタルモノトノ間ニ在リテハ受附番號ニ依ル

第七條 従前ノ規定ニ依ル登記簿ニ爲シタル所有權以外ノ權利ニ關スル登記ニ付キ本法ニ依登記簿

ニ附記登記ヲ爲ス場合ニ於テハ主登記ヲ爲シタル區ノ名稱ヲ記載スルコトヲ要ス

第八條 従前ノ規定ニ依ル登記簿ヨリ本法ニ依ル登記簿ニ所有權以外ノ權利ニ關スル登記ヲ移シ又

ハ轉寫スルトキハ受附番號ノ順序ヲ追ヒテ新ナル順位番號ヲ記載シ其左側ニ従前ノ規定ニ依ル登

記

第九條 不動産登記法施行前ニ登記シタル不動産ニ付キ本法施行ノ後登記ノ申請アリタル場合ニ於

テ本法ニ依ル登記簿ニ登記ヲ爲ストキハ第六十三條ノ規定ヲ準用ス

第十條 明治三十九年法律第五十五號ハ之ヲ廢止ス

附則 (昭和二年法律第三十四號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和二年勅令第八十八號ヲ以テ同年四月二十日ヨリ施行)

附則 (昭和六年法律第二十號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム (昭和六年勅令第百八十九號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行)

五六

附則 (昭和十七年法律第六十六號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十七年勅令第二百五號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)
本法施行前ニ登記シタル建物 (昭和十六年十二月三十一日以前ニ滅失シタルモノヲ除ク) ニ付本法施行後最初ニ登記ノ申請ヲ爲ス者ハ申請書ニ家屋臺帳謄本ヲ添附スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ登記官吏ハ登記用紙中表示欄ニ家屋番號ヲ記載スルコトヲ要ス
家屋稅ヲ課セスル建物ニ關スル登記ニ付テハ當分ノ内仍ホ従前ノ例ニ依ル
前項ノ建物カ家屋稅ヲ課スル建物ト爲リタルトキハ家屋臺帳所管廳ハ遲滞ナク其ノ建物ノ所在、家屋番號、種類、構造、床面積竝ニ所有者ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ登記所ニ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ登記官吏ハ登記用紙中表示欄ニ家屋番號ヲ記載スルコトヲ要ス
家屋稅法ヲ施行セサル地域ニ在ル建物ニ關スル登記ニ付テハ仍ホ従前ノ例ニ依ル

附則 (昭和二十二年法律第十四號) 抄

従前ノ不動登記法第百四條の規定によつてなされた華族世襲財産の設定又は管理財産である旨の

登記については、登記官吏は、その登記のある不動産についてこの法律施行後最初に登記をする場合に、職権でこれを抹消しなければならない。

前項の規定を除いて、この法律施行に關し必要な事項は、宮内大臣がこれを定める。

附則 (昭和二十四年法律第三十七號) 抄

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、戸籍法第十一条及び第二十八条第一項の改正規定は、昭和二十三年二月十五日から適用する。
- 2 戦時民事特別法廢止法律 (昭和二十年法律第四十六號) の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第二十二條」を「第十九條」に改める。
- 3 この法律施行前にした行為に対する過料に關する規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 従前の不動産登記法若しくは非訟事件手續の規定 (他の法令で準用する場合を含む。) 又は戦時民事特別法廢止法律の規定に基き登記に關してした申請その他の手續又は処分は、この法律に特別の定のある場合を除いて、改正後の相当規定 (他の法令で準用する場合を含む。) によつてした申請その他の手續又は処分とみなす。

五七

於テ之ヲ調製スヘシ

第四條 登記簿及ヒ共同人名簿ハ登記所ノ請求ニ因リ法務局又ハ地方法務局ノ長之ヲ交付スヘシ
登記所ハ翌年中ニ必要ナル帳簿ノ冊數及ヒ各冊ノ枚數ヲ見積リ毎年十一月中ニ請求ヲ爲スヘシ
豫定外ニ帳簿ノ必要ヲ生シタルトキハ臨時其請求ヲ爲スコトヲ得

第五條 登記簿及ヒ共同人名簿ノ用紙ニハ豫メ丁數ヲ記入スヘシ

第六條 土地登記見出帳ハ附録第三號雛形ニ依リ土地分合登記見出帳ハ附録第四號雛形ニ依リ建物
登記見出帳ハ附録第五號雛形ニ依リ之ヲ調整スヘシ

第七條 土地登記見出帳ニハ土地ノ番號ヲ逐ヒ豫メ各筆ノ見出欄ヲ設ケ置キ登記用紙ニ登記番號ヲ
記載スル毎ニ其登記用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及ヒ登記番號ヲ記入スヘシ

第八條 土地分合登記見出帳ニハ豫メ一ノ部ヨリ九ノ部マテヲ設ケ置キ土地ノ分合ニ關スル登記ヲ
爲ス毎ニ其ノ土地ノ番號ノ頭字ニ依リ相當ノ部（十百千ノ數ヲ冠スルモノハ一ノ部ニ記入スルノ
類）ニ土地ノ番號、登記用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、丁數及ヒ登記番號ヲ記入スヘシ但土地カ
合併ニ因リ二箇以上ノ番號ヲ有スルトキハ其少キ番號ノ部ニノミ記入スヘシ
前項ノ記入ヲ爲シタルトキハ土地登記見出帳ノ備考欄ニ事由ヲ記入シ其見出ヲ朱抹スヘシ

第八條ノ二 不動産登記法第七十六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ土地ニ關スル登記ヲ移シタル場合ニ
ハ其見出ヲ土地分合登記見出帳ニ記入スヘシ

第九條 建物登記見出帳ニハ豫メ一ノ部ヨリ九ノ部マテヲ設ケ置キ登記用紙ニ登記番號ヲ記載スル
毎ニ敷地ノ番號ノ頭字ニ依リ相當ノ部ニ敷地ノ番號、家屋番號、登記用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊
數、丁數及ヒ登記番號ヲ記入シ若シ建物ノ番號アル時ハ其ノ番號ヲモ記入スヘシ但敷地カ二箇以
上ノ番號ヲ有スルトキハ其ノ少キ番號ノ部ニノミ記入スヘシ

第十條 登記用紙ヲ閉鎖シタルトキハ見出帳ノ備考欄ニ事由ヲ記入シ其ノ見出ヲ朱抹スヘシ

第十一條 受付帳ハ附録第六號雛形ニ依リ毎年之ヲ調整スヘシ但法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可
ヲ受ケ登記事件ノ受付帳トソノ他ノ事件ノ受付帳トヲ別冊ト爲スコトヲ妨ケス
前項但書ノ場合ニ於テハ受付帳ノ表紙ニ其種類ヲ示スヘキ文字ヲ記載スヘシ

第十二條 受付番號ハ一ケ年毎ニ更新スヘシ

第十三條 受付帳ニ申請人ノ氏名ヲ記載スル場合ニ於テ登記權利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキ
ハ申請書ニ掲ケタル筆頭ノ者ノミノ氏名及ヒ他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル

第十四條 登記所ニハ登記簿、共同人名簿、見出帳、申請書編綴簿及ヒ受付帳ノ外左ノ帳簿ヲ備フ

- 一 印鑑簿
 - 二 共同擔保目錄綴込帳
 - 三 信託原簿綴込帳
 - 四 申請書類綴込帳
 - 五 決定原本綴込帳
 - 六 異議申立書類綴込帳
 - 七 審査請求事件簿
 - 八 印鑑證明書類綴込帳
 - 九 本登記済證交付帳
 - 十 土地建物登記済通知簿
 - 十一 各種通知簿
 - 十二 受領證原符元帳
 - 十三 還納受領證綴込帳
- 前項第二號乃至第十三號ノ帳簿ハ一ケ年毎ニ別冊ト爲スヘシ但分冊スルコトヲ妨ケス

- 第十五條 申請書、囑託書、通知書、許可書、管轄轉屬ニ因リ移送ヲ受ケタル登記簿謄本、登記立會調書其他ノ附屬書類ハ受附番號ノ順序ニ依リテ申請書類綴込帳ニ之ヲ編綴スヘシ
- 第十六條 削除
- 第十六ノ二 共同擔保目錄ノ表紙ニハ申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シ受附番號ノ順序ニ依リテ之ヲ編綴シ番號ヲ附スヘシ
- 第十六條ノ三 共同擔保目錄ハ一ケ年毎ニ其番號ヲ更新スヘシ
- 第十六條ノ四 前二條ノ規定ハ信託原簿ニ之ヲ準用ス
- 第十七條 不動産登記法第四十四條ノ規定ニ依リ申請書ニ添附シタル書面二通ノ内一通ハ登記所ニ之ヲ保存スヘシ
- 第十八條 第十四條第十三號ノ通知簿ニハ不動産登記法第二十八條ノ三、第六十條ノ二、第六十一條、第六十三條乃至第六十三條ノ三、第七十三條第一項、第七十五條第一項、第一百三條ノ二、第一百十四條第二項、第二百二十六條第二項、第二百二十七條ノ二、第四百十九條ノ二第一項、第五百十三條第二項、第五百五十四條及ヒ本令第六十二條第一項、第六十三條第一項、第六十九條、第六十九條ノ二ノ通知事項、通知ヲ受タル者及ヒ通知ヲ發スル年月日ヲ記入スヘシ

第十九條 審査請求事件簿ハ附録第七號雜形ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二十條 事變ヲ避クル爲メ登記簿又ハ其附屬書類ヲ登記所外ニ持出シタルトキハ登記官吏ハ速ニ其旨ヲ法務總裁ニ具申スヘシ

第二十一條 裁判所ヨリ申請書其他ノ附屬書類ヲ送付スヘキ命令又ハ囑託アリタルトキハ登記官吏ハ其關係アル部分ニ限り之ヲ送付スヘシ

第二十二條 登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタルトキハ登記官吏ハ遲滞ナク其事由、年月日、滅失セシ登記簿ノ冊數其ノ他不動産登記法第二十三條ノ告示ヲ爲スニ必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シ且回復登記期間ヲ豫定シ法務局又ハ地方法務局ノ長ニ申報スヘシ

地方裁判所長カ前項ノ申報ヲ受ケタルトキハ相當ノ調査ヲ爲シタル後法務總裁ニ具申ヲ爲スヘシ
第二十三條 登記簿及ヒ其附屬書類ノ滅失スル虞アルトキハ詳細其狀況ヲ取調ヘ且處分方法ヲ具シ前條ノ例ニ準シ申報又ハ具申ヲ爲スヘシ

第二十四條 登記所ニ於テ登記ニ關スル帳簿又ハ書類ヲ廢毀セントスルトキハ目錄ヲ作り法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可ヲ受クヘシ

第二十五條 不動産ノ所有者ハ其本籍地又ハ所在地ノ市町村長又ハ區長ノ證明ヲ得タル印鑑ヲ不動

產所在地ヲ管轄スル登記所ニ提出スヘシ改印ヲ爲シタルトキ亦同シ

不動産ヲ所有スル法人又ハ外國會社ノ代表者ハ法人又ハ外國會社ノ登記ニ關シ印鑑ヲ提出シタル登記所ノ證明ヲ得タル印鑑ヲ不動産所在地ヲ管轄スル登記所ニ提出スヘシ但法人又ハ外國會社ノ登記ニ關シ印鑑ヲ提出シタル登記所ト不動産所在地ヲ管轄スル登記所ト同一ナルトキハ此限ニ在ラス

第二十六條 印鑑ハ附録第八號雜形ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二十七條 印鑑簿調製ノ様式及ヒ貼附ノ方法等ハ法務局又ハ地方法務局ノ長之ヲ定ムヘシ

第二十八條 第二十五條ノ規定ハ官廳及ヒ公署ニハ之ヲ適用セス

第二十九條 登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ交付又ハ登記簿若クハ附屬書類ノ閱覽ヲ請求スル者ハ申請書ヲ提出スヘシ

登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ證明ヲ請求スル者ハ申請書ニ通ヲ提出スヘシ

登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ヲ請求スル者ハ申請書及ヒ登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ提出スヘシ

代理人カ前三項ノ請求ヲ爲ストキハ申請書ニ其權限ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第三十條 土地登記簿謄本ノ交付又ハ土地登記簿若クハ附屬書類ノ閱覽ヲ請求スル場合ニ於テハ其

申請書ニ左ノ事項ヲ記載シ申請人署名捺印スヘシ但閱覽ヲ請求スル申請書ニハ利害ノ關係アル事
由ヲ記載シ又ハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

一 土地所在ノ郡、市、區、町、村、字及ヒ土地ノ番號

二 手数料ノ金額

三 登記所ノ表示

四 年月日

第三十一條 土地登記簿抄本ノ交付ヲ請求スル場合ニ於テハ其申請書ニ前條ニ掲ケタル事項ノ外抄

本ノ交付ヲ請求スル部分ヲ記載シ申請人署名捺印スヘシ

第三十二條 前二條ノ規定ハ建物登記簿ノ謄本若クハ抄本ノ交付又ハ建物登記簿若クハ附屬書類ノ

閱覽ノ請求ニ之ヲ準用ス但建物ノ番號アルトキハ申請書ニ其番號ヲモ記載スヘシ

第三十二條ノ二 不動産登記法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ登記簿ノ謄本ノ交付ヲ請求スル場合ニ

於ケル不動産ノ目錄ハ登記簿及ヒ共同擔保目錄ト同一様式ノ用紙ヲ以テ之ヲ作成スヘシ

登記簿ノ抄本ノ交付ヲ請求スル場合ニ於ケル不動産ノ目錄ハ日本標準規格B列四番ノ罫紙ヲ以テ
之ヲ作成スヘシ

第三十二條ノ三 登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ證明ヲ請求スル場合ニ於テ

ハ申請書ニ證明ヲ請求スル事項及ヒ年月日ヲ記載シ申請人署名捺印スヘシ

第三十二條ノ四 登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ヲ請求スル場合ニ於テハ

申請書ニ其證明ヲ請求スル旨及ヒ年月日ヲ記載シ申請人署名捺印スヘシ

第三十三條 不動産登記法第二十一條第二項ノ郵送料ハ郵便切手ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第三十四條 登記官吏カ第二十九條ノ申請書ヲ受取リタルトキハ受附帳ニ請求ノ目的、申請人ノ氏

名、受附ノ年月日及ヒ受附番號ヲ記載シタル上受附番號ノ順序ニ從ヒテ相當ノ處分ヲ爲スヘシ

第三十五條 登記簿ノ謄本ハ登記官吏登記簿ト同一様式ノ用紙ヲ以テ之ヲ作り其末尾ニ左ノ認證文

ヲ附記シ之ニ年月日ヲ記載シテ署名捺印シ且ツ登記所ノ印ヲ押捺シ毎葉ノ綴目ニ契印ヲ爲スヘシ
此謄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認證ス

謄本ハ謄寫スヘキ登記ノ記載ナキ用紙ヲ省略シテ之ヲ作ルコトヲ得此場合ニ於テハ認證文ニ其旨
ヲ附記スヘシ

第一項ノ規定ハ登記簿ノ抄本ニ之ヲ準用ス但抄本用紙ハ日本標準規格B列四番ノ罫紙ヲ用フヘシ
第三十五條ノ二 登記簿ノ謄本ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外登記簿一用紙ノ全部ヲ遺漏ナク
謄寫シテ之ヲ作ルヘシ但請求ニ因リ現ニ效力ヲ有スル登記ノミヲ謄寫シテ之ヲ作ルコトヲ得此場
合ニ於テハ認證文ニ其旨ヲ附記スヘシ

第三十五條ノ三 前條但書ノ規定ハ登記簿ノ謄本ノ交付ノ申請書ニ共同人名簿、共同擔保目録又ハ
信託原簿ノ謄寫ヲ除ク旨記載アル場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ交付スルトキハ受附帳ノ備考欄ニ謄本又ハ抄本ノ數及ヒ交付
ノ年月日ヲ記載スヘシ

第三十七條 登記簿又ハ附屬書類ノ閱覽ハ登記官吏ノ面前ニ於テ之ヲ爲サシムヘシ

第三十七條ノ二 登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ證明ノ請求アリタル場合ニ
ハ登記官吏ハ第二十九條第二項ノ申請書ノ一通ニ證明文ヲ附シ年月日ヲ記載シテ署名捺印シ且登
記所ノ印ヲ押捺シテ之ヲ申請人ニ交付スヘシ

第三十七條ノ三 登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ記載事項ニ變更ナキコトノ證明ノ請求アリタル場合ニハ
登記官吏ハ第二十九條第三項ノ登記簿ノ謄本又ハ抄本ニ證明文ヲ附シ年月日ヲ記載シテ署名捺印

シ且登記所ノ印ヲ押捺シテ之ヲ申請人ニ交付スヘシ

第三十七條ノ四 第三十六條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條ノ五 印鑑簿及ヒ信託原簿ハ永久ニ之ヲ保存スヘシ受附帳ハ十年間之ヲ保存スヘシ
決定原本綴込帳、異議申立書類綴込帳、審査請求事件簿及ヒ印鑑證明書綴込帳ハ五年間之ヲ保存
スヘシ

本登記濟證交付帳、土地建物登記濟通知簿、各種通知簿、受領證原符元帳及ヒ還納受領證綴込帳
ハ三年間之ヲ保存スヘシ

前三項ノ帳簿ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス

第三十七條ノ六 共同擔保目録ハ先取特權、質權又ハ抵當權ノ抹消ノ登記ヲ爲シタル日ヨリ十年間
之ヲ保存スヘシ

第二章 登記申請ノ手續

第三十八條 登記ヲ申請スルニハ申請書ニ其登記ヲ申請スルニ必要ナル事項ノ外登録稅額ヲ記載ス
ヘシ但登録稅法第二條第一項第一號乃至第十六號、第三條ノ二及ヒ第十六條ノ登記ニ付テハ課稅
標準ノ價格ヲモ記載スヘシ

登録税法第十九條ノ七ノ場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外差税額ヲ記載スヘシ

第三十八條ノ二 擔保附社債信託法第十九條ノ二ノ規定ニ依リテ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ申請書ニ擔保ノ種類毎ニ其價格ヲ記載スヘシ

第三十九條 申請書カ數葉ニ涉ルトキハ申請人ハ每葉ノ綴目ニ契印スヘシ但登記權利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキハ其一人ノ契印ヲ以テ足ル

第四十條 登記原因ヲ證スル書面カ初ヨリ存在セス又ハ之ヲ提出スルコト能ハサルトキハ申請書ニ其旨ヲ記載スヘシ

第四十一條 不動産カ數箇ノ登記所ノ管轄地ニ跨カル場合ニ於テ不動産登記法第八條第二項ノ規定ニ依リ指定シタル管轄登記所ニ登記ヲ申請スルトキハ申請書ニ指定アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第四十二條及ヒ第四十三條 削除

第四十三條ノ二 共同擔保目録ハ附録第九號雛形ニ依リ日本標準規格B列四番ノ強靱ナル用紙ヲ以テ之ヲ調製スヘシ

第四十三條ノ三 申請人ハ共同擔保目録ノ表紙ニ不動産共同擔保目録ト記載シ之ニ署名捺印スヘシ

共同擔保目録ノ用紙ニハ丁數ヲ記入シ且每葉ノ綴目ニ契印ヲ爲スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ登記權利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキハ各一人ノ署名捺印又ハ契印ヲ以テ足ル

第四十三條ノ四 共同擔保目録ニ不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ爲スニハ其ノ表示ノ順序ヲ追ヒテ番號欄ニ番號ヲ附記スヘシ

第四十三條ノ五 質權又ハ抵當權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ先順位ノ質權又ハ抵當權ノ登記アルトキハ申請書ニ其旨ヲ記載スヘシ

第四十三條ノ六 信託原簿ハ附録第十號雛形ニ依リ日本標準規格B列四番ノ強靱ナル用紙ヲ以テ之ヲ調製スヘシ

第四十三條ノ七 信託原簿用紙中ノ或欄カ記載スヘキ餘白ナキトキハ豫備欄ニ記載ヲ爲スヘシ

第四十三條ノ八 信託原簿用紙中ノ豫備欄カ記載スヘキ餘白ナキトキハ申請人ハ附録第十一號雛形ノ豫備欄用紙ヲ編綴シ之ニ記載ヲ爲スヘシ

第四十三條ノ九 第四十三條ノ三ノ規定ハ信託原簿ニ之ヲ準用ス

第四十四條 登記原因及ヒ登記ノ目的カ同一ニシテ且登録税法第二條第一項第七號、第十二號乃至

第十四號、第十六號、第十九號但書及ヒ第二十號但書ノ規定ニ依リ登録稅ヲ納付スヘキ場合ニ於テ數箇ノ登記所ノ管轄内ニ在ル數箇ノ不動産ニ關スル權利ノ登記ヲ申請スルトキハ最初ニ登記ヲ申請スル登記所ニ登録稅ノ全額ヲ納付スヘシ

前項ノ規定ニ從ヒ登録稅ヲ納付シタルトキハ登記官吏ハ登記ヲ申請スヘキ登記所ノ數ニ應シ登録稅ノ受領證ヲ申請人ニ交付スヘシ但二通以上ノ受領證ヲ交付スルトキハ各通ニ番號ヲ附スヘシ申請人カ他ノ登記所ニ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ受領證ヲ添附スヘシ

第四十四條ノ二 數箇ノ不動産ニ關シ登録稅第十六條ノ三ノ規定ニ依リ登録稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ登記官吏ハ後ニ登記ヲ申請スヘキ登記所ノ數ニ應シ課稅價格ヲ記載シタル登録稅ノ受領證ヲ申請人ニ交付スヘシ但二通以上ノ受領證ヲ交付スルトキハ各通ニ番號ヲ附スヘシ
不動産及ヒ他ノ權利ニ關シ登録稅法施行規則第四條及ヒ第四條ノ二ノ規定ニ依リ登録稅ヲ徵收スル場合又前項ニ同シ
前條第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十四條ノ二ノ二 登録稅法施行規則第二條ノ規定ニ依リ登録稅ヲ納付シテ登記所ニ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ登録稅ノ領收證ヲ添附スヘシ

第四十四條ノ三 登録稅法施行規則第五條、第五條ノ六又ハ第五條ノ七ノ規定ニ依リ登録稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ登記ノ申請書ニ左ノ各號ニ從ヒ附屬書類ヲ添附スヘシ

一 登録稅法施行規則第五條第一號ノ場合ニ於テハ同號ニ該當スル施設ナルコトノ都道府縣知事ノ證明書

二 登録稅法施行規則第五條第二號、第三號又ハ第四號ノ場合ニ於テハ其各號ニ該當スル施設ナルコトノ都道府縣知事ノ證明書

三 登録稅法施行規則第五條第五號ノ場合ニ於テハ自作地ナルコトノ都道府縣知事ノ證明書

四 登録稅法施行規則第五條第六號ノ場合ニ於テハ同號ニ該當スル施設ナルコト及ヒ自作農ノ創設又ハ推持ノ條件ヲ具備セサルニ至リタルモノナルコトノ都道府縣知事ノ證明書

五 登録稅法施行規則第五條ノ六第一號ノ場合ニ於テハ同號ニ該當スルコトノ都道府縣知事ノ證明書及ヒ資金ノ貸付證書又ハ貸付ヲ爲シタル負債整理組合若クハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ認證シタル貸付證書ノ謄本

六 登録稅法施行規則第五條ノ六第二號、第三號又ハ第四號ノ場合ニ於テハ其各號ニ該當スルコトノ都道府縣知事ノ證明書

七 登録税法施行規則第五號ノ七ノ場合ニ於テハ之ニ該當スルコトノ都道府縣知事ノ證明書

八 昭和十四年法律第七十八號第一號第一項ノ規定ニ依リ讓與セラルル神社若クハ寺院ノ境内地
又ハ教會ノ構内地ノ所有權ノ取得ヲ登記ニ付テハ登録税法施行規則第五條ノ七第一項ニ該當ス
ルコトノ稅務署長ノ證明書

租稅特別措置法施行規則第十八條ノ規定ニ依リ登録稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ登記ノ申請書ニ
同條ノ規定ニ依ル農地委員會ノ證明書ヲ添附スヘシ

第四十四條ノ四 登録税法施行規則第五條ノ四ノ規定ニ依リ登録稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ登記
ノ申請書ニ大藏大臣ノ認定書ヲ添附スヘシ

第四十四條ノ五 不動産登記法第二百二十二條ノ三ノ規定ニ依リ申請書ニ前ノ登記ヲ表示スルニハ共
同擔保目錄ノ番號又ハ登記番號及ヒ順位番號ヲ記載スルヲ以テ足ル

第四十四條ノ六 不動産登記法第二百二條ノ三第一項ノ規定ニ依リ當該官廳カ登記ノ抹消ヲ登記所ニ
囑託スル場合ニ於テハ囑託書ニ河川法ノ規定ニ依リ河川ノ敷地ト爲リタル旨ヲ記載スヘシ

第四十四條ノ七 法人又ハ外國會社ノ代表者カ不動産ニ關スル登記ヲ申請スル場合ニ於テ其法人又
ハ外國會社ノ登記ヲ受ケタル登記所ト不動産所在地ヲ管轄スル登記所ト同一ナルトキハ申請書ニ

不動産登記法第三十五條第一項第五號ノ書面ヲ添附スルコトヲ要セス

第四十四條ノ八 同一ノ登記所ニ對シ同時ニ數箇ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テ各申請書ニ添附スヘキ書
類ニ内容同一ナルモノアルトキハ一箇ノ申請書ノミニ一通ヲ添附スルヲ以テ足ル
前項ノ場合ニ於テハ他ノ申請書ニ其旨ヲ附記スヘシ

第四十四條ノ九及ヒ第四十四條ノ十 削除

第四十四條ノ十一 申請書ニ添附シタル書類ノ原本ノ還付ヲ請求スル場合ニ於テハ申請人ハ其原本
ト共ニ原本ニ相違ナキ旨ヲ記載シタル謄本ヲ添附スヘシ

登記官吏カ書類ノ原本ヲ還付スルトキハ其ノ謄本ニ原本還付ノ旨ヲ記載シテ捺印スヘシ

第四十四條ノ十二乃至第四十四條ノ十五 削除

第四十四條ノ十六 債權ノ分割ニ因ル抵當權ノ變更ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ分割セ
ラレタル各債權ノ額ヲ記載スヘシ

第四十四條ノ十七 抵當證券交付ノ附記登記アル抵當權ニ付キ移轉其他ノ登記ヲ申請スル爲メ登記
原因ヲ證スル書面トシテ登記證券ヲ提出スル場合ニハ申請書副本ヲモ提出スヘシ

第四十四條ノ十八 抵當證券交付ノ附記登記ノ抹消ヲ申請スルニハ不動産登記法第四百十六條第二

項ノ規定ニ準シ申請書ニ抵當證券又ハ除權判決ノ謄本ヲ添附スヘシ

七六

第四十五條 不動産登記法第四十四條ノ場合ニ於テハ申請書ニ登記濟證カ滅失シタル旨ヲ記載スヘシ

第四十六條 不動産登記法第四十四條ニ掲ケタル書面ニハ左ノ諸件ヲ記載シ保證人署名捺印スヘシ

- 一 登記ヲ受クヘキ不動産ノ表示及ヒ登記ノ目的
- 二 登記義務者ノ人違ナキコト
- 三 保證人カ其登記所ニ於テ登記ヲ受ケタル不動産ノ表示及ヒ年月日又ハ登記番號
- 四 保證人ノ住所、年令
- 五 年月日

第四十六條ノ二 明治三十四年勅令第七十九號第一條第二項及ヒ第十條ノ二ノ規定ニ依リ土地ノ所有權ヲ取得シタル者カ所有權保存ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ永代借地權ノ抹消ニ因リ所有權ヲ取得シタルモノナル旨ヲ記載スヘシ

昭和十七年勅令第二百七十二號ニ依リ土地ノ所有權ヲ取得シタル者カ所有權保存ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ同令ニ依リ所有權ヲ取得シタルモノナル旨ヲ記載スヘシ

第四十六條ノ三 登録税法第十九條ノ六ノ規定ニ依リ價格ヲ認定シタルトキハ之ヲ申請書ニ記載シ且書面又ハ口頭ヲ以テ告知スヘシ

第四十六條ノ四 國稅徵收法第三十一條ノ二ノ規定ニ依ル審査ノ結果確定シタル課稅標準價格ニ依ル登録稅ヲ納付シテ登記ノ申請ヲスル場合ニハ申請書ニ其課稅標準價格ノ確定シタル旨ヲ記載シ且之ヲ證スル書面ヲ提出スヘシ

第四十六條ノ五 前條ノ規定ハ國稅徵收法第三十一條ノ二ノ規定ニ依ル審査ノ結果課稅標準價格ノ確定シタル場合ニ於テ負擔ヲ超エテ納付シタル登録稅額ノ還付ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス

第四十六條ノ六 前條ノ規定ニ依ル還付ノ請求アリタルトキハ登記官吏ハ登記ノ申請書ニ確定價格及ヒ登録稅額ヲ記載スヘシ

第四十六條ノ七 登記申請人カ其負擔ヲ超エテ納付シタル登録稅額ノ還付ヲ請求シタルトキハ登記官吏ハ遲滞ナク其請求書ヲ法務局又ハ地方法務局ノ長ニ送付シ且事件ヲ表示シテ左ノ事項ヲ報告スヘシ

- 一 申告價格、認定價格及ヒ確定價格
- 二 既納及ヒ確定ノ登録稅額

七七

三 還付ニ要スル金額

四 還付ヲ受クヘキ者ノ氏名、住所

第三章 登記手續

第四十七條 登記官吏カ申請書ヲ受け取りタルトキハ遲滞ナク申請ニ關スル總テノ事項ヲ調査スヘシ

第四十八條 登記番號ハ不動産登記法施行ノ日ヨリ更ニ新ナル番號ヲ附スヘシ

第四十九條 表示欄ニ登記ヲ爲シタルトキハ表示番號欄及ヒ表示欄ニ縦線ヲ劃シ事項欄ニ登記ヲ爲シタルトキハ順位番號欄及ヒ事項欄ニ縦線ヲ劃シテ餘白ト分界スヘシ
假登記ヲ爲シタルトキハ事項欄ノミニ縦線ヲ劃シ其左側ニ本登記ヲ爲シ得ヘキ相當ノ餘白ヲ存シタル上順位番號欄及ヒ事項欄ニ縦線ヲ劃スヘシ

第五十條 削除書ニ圖面ヲ添附シタル場合ニ於テハ登記用紙中表示欄ニ爲シタル登記ノ末尾ニ圖面綴込帳ノ冊數及ヒ丁數ヲ記載スヘシ

第五十一條 申請書ニ記載シタル代理人ノ氏名、住所ハ登記簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要セス

第五十二條 不動産登記法第七十六條第一項ノ場合ニ於テハ新用紙中登記番號ノ左側ニ其番號ノ第

二ナルコトヲ附記シ前用紙中登記番號ノ左側ニ第一ノ文字ヲ追記スヘシ

前項ノ規定ハ第三以下ノ繼續用紙ヲ設クル場合ニ之ヲ準用ス

第五十三條 不動産登記法第五十一條ノ規定ニ依リ共同人名簿ニ記載ヲ爲スニハ番號欄ニ番號ヲ記載シ氏名、住所欄ニ登記權利者又ハ登記義務者ノ全員ノ氏名、住所ヲ記載シ豫備欄ニ登記番號、申請書受附ノ年月日、受附番號及ヒ順位番號ヲ記載シテ登記官吏捺印スヘシ

第五十四條 共同人名簿ニ登記權利者又ハ登記義務者ノ氏名、住所等ヲ記載シタルトキハ氏名、住所欄及ヒ持分欄ニ於ケル縦線ヲ番號欄及ヒ豫備欄ニ延長シテ餘白ト分界スヘシ
登記原因ニ持分ノ定ナキトキハ持分欄ニハ朱線ヲ交叉スヘシ

第五十五條 共同人名簿ニ記載シタル登記權利者又ハ登記義務者ノ氏名、住所ノ變更又ハ持分ノ移轉若クハ變更ニ付キ登記簿ニ登記ヲ爲シタル時ハ人名簿中豫備欄ニ登記ノ目的タル新ナル事項、申請書受附ノ年月日、受附番號及ヒ順位番號ヲ記載シ登記官吏捺印シ前ニ記載シタル事項ヲ朱抹スヘシ

第五十六條 前條ノ場合ニ於テ豫備欄ニ餘白ナキトキハ新ニ番號欄ニ前番號ヲ轉寫シ其左側ニ第二ノ文字、前番號ノ用紙ヲ編綴セル共同人名簿冊數、丁數及ヒ其繼續用紙ナルコトヲ記載シ氏名、

住所欄ニ登記権利者又ハ登記義務者ノ氏名ノミヲ記載シ持分欄ニハ朱線ヲ交叉シ豫備欄ニ登記ノ目的タル新ナル事項、申請書受附ノ年月日、受附番號及ヒ順位番號ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ前用紙ノ番號ノ左側ニ第一ノ文字、繼續用紙ヲ編綴セル共同人名簿ノ冊數、丁數及ヒ之ニ繼續スル旨ヲ記載スヘシ

前二項ノ規定ハ第三以下ノ繼續用紙ヲ設クル場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條 共同人名簿ニ記載ヲ爲シタル場合ニ於テハ登記用紙中相當區事項欄ニ爲シタル登記ノ末尾ニ共同人名簿ニ於ケル番號ヲ記載スヘシ

第五十七條ノ二 不動産登記法第二百二十四條ノ二ノ規定ニ依ル記載ハ登記用紙中相當區事項欄ニ爲シタル登記ノ末尾ニ之ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ共同擔保目錄ノ番號ヲモ記載スヘシ

第五十七條ノ三 申請書ニ共同擔保目錄ヲ添附シタル場合ニ於テ登記ヲ爲シタルトキハ其目錄ニ掲ケタル各不動産ニ關スル權利ノ表示ノ上ニ其登記用紙ヲ編綴セル登記簿ノ冊數、登記番號及ヒ順位番號ヲ記載シ且申請書ニ共同擔保目錄ノ番號ヲ記載スヘシ

第五十七條ノ四 不動産登記法第二百二十六條ノ二ノ規定ニ依リ共同擔保目錄ニ變更又ハ消滅ノ登記

ヲ爲スニハ第四十三條ノ四ノ規定ニ依ル番號ヲ用ヒテ之ヲ豫備欄ニ記載シ登記官吏捺印シ其變更又ハ消滅ニ係ル事項ヲ朱抹スヘシ

第五十七條ノ五 前條ノ手續ヲ爲シタルトキハ豫備欄ニ縦線ヲ劃シテ餘白ト分界スヘシ

第五十七條ノ六 共同擔保目錄用紙中豫備欄カ登記ヲ爲スヘキ餘白ナキニ至リタルトキハ登記官吏ハ其ノ目錄ニ繼續用紙ヲ編綴シ之ニ契印ヲ爲スヘシ

第五十七條ノ七 不動産登記法第六十三條ノ二第一項ノ規定ニ依リ登記ノ更正ヲ爲ス場合ニ於テハ許可ヲ爲シタル者ノ職名、許可ノ年月日及ヒ登記ノ年月日ヲモ記載スヘシ

第五十七條ノ八 信託ノ登記ヲ爲ストキハ信託原簿ノ番號ヲ記載スヘシ

第五十七條ノ九 不動産登記法第四百條ノ五、第二百二十七條ノ二及ヒ第四百十三條ノ二第一項第二項ノ規定ニ依ル登記ノ申請アリタルトキハ其登記ハ登記用紙中同一順位ノ事項欄ニ之ヲ爲シ縦線ヲ以テ各登記ヲ分界スヘシ

第五十七條ノ十 信託原簿ノ記載ヲ變更スヘキトキハ登記官吏ハ附錄第十二號雛形ノ變更欄用紙ヲ編綴シテ契印ヲ爲シ之ニ記載ヲ爲スヘシ

第五十七條ノ十一 信託原簿ノ變更欄ニ記載ヲ爲シタルトキハ縦線ヲ劃シテ餘白ト分界スヘシ

第五十八條 登記シタル權利ノ順位ヲ讓渡シ又ハ拋棄シタル場合ニ於テ變更登記ヲ爲シタルトキハ其ノ權利ノ登記ノ順位番號ノ左側ニ變更登記ノ順位番號ヲ記載スヘシ

第五十九條 附記登記ヲ爲シタルトキハ主登記ノ順位番號ノ左側ニ附記番號ヲ記載スヘシ

第六十條 登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタルニ因リ登記回復ノ登記ヲ爲シタルトキハ前登記ノ登記簿ニ不動産登記法第六十條第一項ノ手續ヲ爲シタル上之ヲ申請人ニ還付スヘシ

第六十條ノ二 登記官吏カ不動産登記法第七十二條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ掲ケタル書面ヲ申請書編綴簿ニ編綴スルトキハ既ニ編綴シタル書面ノ初葉トノ綴目ニ職印ヲ以テ契印シ且毎葉ニ丁數ヲ附スルコトヲ要ス

第六十條ノ三 不動産登記法第七十四條第一項ノ規定ニ依リ登記簿ニ記載ヲ爲シタルトキハ同法第七十二條第一項ニ掲ケタル書面ノ末尾ニ其旨及ヒ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス

第六十一條 不動産登記法第四十九條ノ五ノ規定ニ依リ抹消ノ登記ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由及ヒ登記ノ年月日ヲ記載スヘシ

第六十二條 不動産カ數箇ノ登記所ノ管轄地ニ跨カル場合ニ於テ不動産登記法第八條第二項ノ規定ニ依ル指定ニ因リ登記ヲ爲シタルトキハ登記所ハ速ニ其ノ旨ヲ他ノ登記所ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ見出帳中備考欄ニ其通知事項ヲ記入スヘシ

第六十三條 地役權ノ變更又ハ消滅ノ登記ヲ爲シタル場合ニ於テ其要役地カ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキハ遲滯ナク其登記所ニ變更又ハ消滅ノ事由及ヒ申請書受附ノ年月日ヲ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ遲滯ナク要役地タル不動産ノ登記用紙中相當區事項欄ニ通知ヲ受ケタル事項ヲ記載スヘシ

第六十三條ノ二 不動産登記法第四十六條ノ二ノ申請アリタル場合ニ於テ表示欄ニ登記ヲ爲スニハ債權者ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ事務所及ヒ代位原因ヲ記載スヘシ

前項ノ規定ハ不動産登記法第二十八條ノ三及ヒ第三百三條ノ二ノ規定ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第六十三條ノ三 債權ノ分割ニ因ル抵當權ノ變更ノ登記ハ附記ニ依リテ之ヲ爲ス

第六十三條ノ四 第四十四條ノ十七ノ規定ニ依リ申請書副本ノ提出アリタル場合ニ於テハ不動産登記法第六十條第一項ノ記載ハ其ノ申請書副本ニ之ヲ爲スヘシ

第六十三條ノ五 第四十四條ノ十八ノ申請ニ基キ抵當證券交付ノ附記登記ヲ抹消スル場合ニ於テ其抵當證券作成ノ附記登記アルトキハ登記官吏ハ之ヲモ抹消スヘシ

第六十四條 登記用紙ヲ閉鎖スルニハ表示欄ニ閉鎖ノ事由及ヒ其年月日ヲ記載シ登記官吏捺印シ不

動産ノ表示、登記番號ヲ朱抹スヘシ

第六十五條 不動産登記法第四十七條第二項ノ規定ニ依リ受領書ヲ交付スル場合ニ於テ登記権利者又ハ登記義務者カ多數ナルトキハ申請書ニ掲ケタル筆頭ノ者ノミノ氏名及ヒ他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル

第六十六條 不動産登記法第四十七條第二項ノ受領證ハ登記濟證ヲ交付スルトキ之ヲ還納セシムシ還納ヲ受ケタル受領證ハ之ヲ保存スヘシ

第六十七條 不動産登記法第十二條第二項ノ調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 申請人ノ氏名、住所
- 二 申請人カ登記官吏ナルコト又ハ登記官吏ノ配偶者若クハ登記官吏ノ四親等内ノ親族ナルコト
- 三 登記ヲ爲スヘキ不動産ノ表示及ヒ登記ノ目的
- 四 申請書受附ノ年月日及ヒ受附番號
- 五 立會人ノ氏名住所及ヒ年齢
- 六 立會人カ其登記所ニ於テ其登記ヲ受ケタル不動産ノ表示及ヒ年月日又ハ登記番號

第六十八條 不動産登記法第十一條第一項ノ通知ニハ土地所在ノ郡、市、區、町、村、字、土地ノ

番號、地目、段別若クハ坪數、申請書受附ノ年月日、登記ノ目的及ヒ申請人ノ氏名、住所ヲ記載スヘシ

同法第十一條第二項ノ通知ニハ建物所在ノ郡、市、區、町、村、字、敷地ノ番號、建物ノ種類、構造、建坪、家屋番號、申請書受附ノ年月日、登記ノ目的及ヒ申請人ノ氏名、住所ヲ記載スヘシ前二項ノ通知ハ登記ヲ完了シタル日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スヘシ但地租又ハ家屋稅納期間开始前十五日内ハ其都度通知ヲ爲スヘシ

第六十九條 登記官吏カ不動産登記法第二百二十九條、第三百一十一條又ハ第三百三十三條ノ規定ニ依リ登記ヲ爲シタルトキハ不動産ノ表示、登記原因、其日附、登記權利者ノ氏名、住所、登記ノ目的及ヒ登記濟ノ旨ヲ不動産ノ所有者ニ通知スヘシ但第三百三十一條又ハ第三百三十三條ノ規定ニ依リ登記ヲ爲シタル場合ニ於テハ所有權以外ノ權利者ニモ其通知ヲ爲スヘシ

第六十九條ノ二 不動産登記法第四百十八條ノ二第一項ノ通知ハ同法第四十六條ノ二ノ場合ニ於テハ債權者ニ亦之ヲ爲スヘシ

第六十九條ノ三 不動産登記法第四百十九條ノ二第一項ノ通知ニハ登記ヲ完了シタル事件ノ表示及ヒ事件カ登記所ノ管轄ニ屬セサルコト若クハ登記スヘキモノニ非サルコトヲ記載スヘシ

第七十條 不動産登記法第二十八條ノ三、第六十條ノ二、第六十一條、第六十三條乃至第六十三條ノ三、第七十三條第一項、第七十五條第一項、第一百三條ノ二、第二百二十七條ノ二、第四百十九條ノ二第一項、第五百十三條第二項、第五百十四條及ヒ本令第六十九條、第六十九條ノ二ノ通知ハ郵便其他便宜ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第七十一條 不動産登記法第九條第一項ノ場合ニ於テハ登記簿ノ表紙ニ管轄ノ變更アリタルコト及ヒ其年月日ヲ記載シ其表紙ニ記載シタル登記所ノ名稱ヲ變更スヘシ

同法第五十九條ノ場合ニ於テハ登記簿ノ表紙ニ行政區畫若クハ字又ハ其名稱ノ變更アリタルコト及ヒ其年月日ヲ記載シ其ノ表紙ニ記載シタル行政區畫若クハ字又ハ其名稱ヲ變更スヘシ

第七十一條ノ二 第四十六條ノ二ノ申請アリタル場合ニ於テ永代借地登記簿ノ用紙中永代借地權ヲ目的トスル他ノ權利ニ關スル登記アリテ其登記カ未タ抹消ニ係ラサルトキハ登記官吏ハ普通登記簿ニ所有權ノ登記ヲ爲シタル上他ノ權利ニ關スル登記ヲ移スヘシ

第七十一條ノ三 前條ノ規定ニ依リ他ノ權利ニ關スル登記ヲ普通登記簿ニ移ストキ又ハ永代借地ノ上ニ存スル建物ニ關スル登記ヲ普通登記簿ニ寫ストキハ登記用紙中登記番號欄ニ其登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載シ其左側ニ前登記番號ヲ記載スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ表示欄及ヒ事項欄ニ移シタル登記ノ末尾ニ前登記簿第何冊第何丁ヨリ移シタル旨及ヒ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ

第七十一條ノ四 登記官吏カ其職務上擔保附社債信託法第九條第十四號ノ規定ニ依リテ過料ニ處セラルヘキ者アルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク其事件ヲ管轄地方裁判所ニ通知スヘシ

附則

第七十二條 不動産登記法第六十三條ノ規定ニ依リ舊登記簿ヨリ登記ヲ移シタルトキハ表示欄及ヒ事項欄ニ移シタル登記ノ末尾ニ舊登記簿第何冊第何丁ヨリ移シタル旨及ヒ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ

前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ舊登記簿表題部取消欄ニ新登記簿第何冊第何丁ニ移シタル旨、新登記番號及ヒ年月日ヲ記載シ登記官吏捺印スヘシ

第七十三條 不動産登記法第六十三條ノ登記ヲ爲ササル不動産ニ付キ其滅失又ハ其不動産ニ關スル權利ノ抹消ノ登記ノ申請アリタルトキハ舊登記簿ニ其登記ヲ爲スヘシ

第七十四條 受附番號ハ明治三十二年分ニ限り六月十六日ヨリ之ヲ更新シ十二月三十一日ニ止ムヘ

第七十五條 舊登記簿ノ謄本ハ舊謄本用紙ヲ以テ之ヲ作成スヘシ

第七十六條 明治二十六年三月司法省令第三號ニ依リ既ニ印鑑ヲ提出シタル者ハ更ニ之ヲ提出スルコトヲ要セス

附 則 (大正二年司法省令第十五號)

第一條 本令ハ大正二年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 従前ノ規定ニ依ル登記簿ノ謄本ハ従前ノ規定ニ依ル謄本用紙ヲ以テ之ヲ作成スヘシ

第三條 従前ノ規定ニ依ル登記簿ヨリ改正登記簿ニ建物ニ關スル登記ヲ移シ又ハ轉寫スル場合ニ於テハ敷地ノ地目及ヒ段別若クハ坪數ハ之ヲ移シ又ハ轉寫スルコトヲ要セス舊登記簿ヨリ従前ノ規定ニ依ル登記簿又ハ改正登記簿ニ建物ニ關スル登記ヲ移シ又ハ轉寫スルトキ亦同シ

第四條 前條ノ規定ハ舊建物登記簿及ヒ従前ノ規定ニ依ル建物登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ作成スル場合ニ之ヲ準用ス

第五條 不動産登記法施行前ニ登記シタル不動産ニ付キ本令施行ノ後登記ノ申請アリタル場合ニ於テ改正登記簿ニ登記ヲ爲ストキハ第七十二條ノ規定ヲ準用ス

第六條 本令施行前ニ調製シタル土地登記見出帳及ヒ土地分合登記見出帳ハ當分ノ内其儘之ヲ使用スルコトヲ得

第七條 土地臺帳謄本及ヒ土地移動通知書綴込帳ハ法務總裁ノ許可ヲ得テ之ヲ廢毀スコトヲ得
區裁判所出張所カ前項ノ許可ヲ請フトキハ管轄區裁判所ヲ經由スヘシ

附 則 (大正五年司法省令第二十四號)

本令ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前調製シタル帳簿及ヒ用紙ハ本令施行後ト雖モ之ヲ使用スヘシ
見出帳ハ之ヲ改製スルマテハ仍ホ従前ノ雛形ニ依ルヘシ

附 則 (昭和十五年司法省令第二十九號)

本令ハ昭和十五年六月十日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前調製シタル謄本抄本交付帳ノ保存期間ニ付テハ仍ホ従前ノ規定ニ依ル

附 則 (昭和十七年司法省令第十三號)

第一條 本令ハ昭和十七年法律第六十六號施行ノ日(昭和十七年四月一日)ヨリ之ヲ施行ス

第二條 本令施行前ニ調製シタル建物登記見出帳ハ當分ノ内仍之ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ家屋番號ハ見出帳中備考欄ニ之ヲ記載スヘシ

第三條 昭和十七年法律第六十六號附則第二項後段又ハ同第四項後段ノ規定ニ依リ表示欄ニ家屋番號ノ記載ヲ爲ストキハ其ノ年月日ヲ記載シ前ノ表示及ヒ其ノ表示番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第四條 家屋稅ヲ課セサル建物ノ登記ニ付テハ當分ノ内仍従前ノ例ニ依ル

前項ノ建物（昭和十六年十二月三十一日以前ニ滅失シタルモノヲ除ク）ニ付本令施行後最初ニ登記ノ申請ヲ爲ス者ハ申請書ニ家屋臺帳ニ登錄ナキ旨ノ家屋臺帳所管廳ノ證明書ヲ添附スヘシ

第五條 家屋稅法ヲ施行セサル地域ニ在ル建物ニ關スル登記ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

附 則 （昭和二十年司法省令第五十一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和二十年七月四日公布）

附 則 （昭和二十年七月同令第三十號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和二十年十月十一日公布）

船舶登記取扱手續中左ノ通改正ス

第二十四條中「第四十三條ノ七、」ノ下ニ「第四十四條ノ二ノ二、」ヲ加フ

農業用動産抵當登記取扱手續中左ノ通改正ス

第十八條中「第四十四條ノ二、」ノ下ニ「第四十四條ノ二ノ二、」ヲ加フ

商業登記取扱手續中左ノ通改正ス

第十七條中「第三十九條、」ノ下ニ「第四十四條ノ二ノ二、」ヲ加フ

附 則 （昭和二十四年法務府令第八號）

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 この府令施行の際現に存する帳簿又は用紙に限り、この府令施行後でも、なお使用することができる。
- 3 従前の規定による抗告書類綴込帳、評価事件簿及び評価書類綴込帳は、この府令施行後でも、なお従前の例により保存しなければならない。
- 4 法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和二十四年法律第三百三十七号）附則第七項の抗告に関する書類は、前項の抗告書類綴込帳に編綴しなければならない。
- 5 従前の規定による帳簿で、この府令の規定により廃止されたものは、法務局又は地方法務局長の許可を得て廃棄することができる。但し、登記簿は、なお当分の間保存しなければならない。

附錄第八號

(用紙厚紙五寸横一寸)

郡市町村字番地

印鑑

氏名

(注意) 法人ノ代表者ナルトキハ氏名ノ肩ニ事務所又ハ營業所ノ所在地ノ人名稱並ニ代表者ノ資格ヲ記載スヘシ

附錄第九號

不動産共同担保目錄

附錄第十號

信託原簿

冊簿登 數ノ記	冊簿登 數ノ記	冊簿登 數ノ記	冊簿登 數ノ記	冊簿登 數ノ記	冊簿登 數ノ記	冊簿登 數ノ記	冊簿登 數ノ記
番登記	番登記	番登記	番登記	番登記	番登記	番登記	番登記
番順位	番順位	番順位	番順位	番順位	番順位	番順位	番順位
番號	番號	番號	番號	番號	番號	番號	番號
擔保ノ目的 權利ノ表示 タル	擔保ノ目的 權利ノ表示 タル	擔保ノ目的 權利ノ表示 タル	擔保ノ目的 權利ノ表示 タル	擔保ノ目的 權利ノ表示 タル	擔保ノ目的 權利ノ表示 タル	擔保ノ目的 權利ノ表示 タル	擔保ノ目的 權利ノ表示 タル
豫備	豫備	豫備	豫備	豫備	豫備	豫備	豫備

五	四	三	二	一
項條信	所氏理信 名託 住ノ管	住ノ受 所氏益 名者	住ノ受 所氏託 名者	住ノ委 所氏託 名者
備	五			
豫	項條信			

更	變	備	豫
更	變	備	豫

更	變	備	豫
更	變	備	豫

516625

土地台帳法

(昭和二十二年三月三十一日
法律第三十號)

改正

昭和二十三年七月七日法律第四百七號
昭和二十四年五月三十一日法律第四百十五號
昭和二十四年六月六日法律第四百九十六號

土地台帳法目次

- 第一章 総 則
- 第二章 賃貸價格の調査及び決定
- 第三章 土地の異動
 - 第一節 第一種地及び第二種地の轉換
 - 第二節 分筆及び合筆
 - 第三節 地目交換
- 第四章 審査、訴願及び訴訟
- 第四章の二 土地改良事業施行地域の特例
- 第五章 雜 則

土地台帳法

第一章 總 則

第一條 この法律の施行地にある土地については、その状況を明確に把握し、地租の課税標準たる土地の賃貸価格の均衡適正を図るため、この法律の定めるところにより、土地台帳に必要な事項の登録を行う。

第二條 土地は、これを第一種地及び第二種地とする。

第三條 第一種地は、第二項に規定する土地以外の土地をいう。

第二種地は、左に掲げる土地をいう。但し、第二号乃至第六号に掲げる土地で有料借地たるものを除く。

- 一 都道府縣又は市町村の所有する土地
- 二 国、都道府縣、市町村その他命令で定める公共団体において公用又は公共の用に供する土地
- 三 墳墓地

- 四 公衆用道路、鉄道用地、軌道用地、運河用地
- 五 用悪水路、溜池、堤塘、井溝
- 六 保安林
- 七 その他命令で定めるもの

(施規) 1011

第四條 土地には、一筆ごとに地番を附し、その地目、地積及び賃貸価格を定める。但し、第二種地については、賃貸価格は、これを定めない。

第五條 政府は、土地台帳を備え、左の事項を登録する。

- 一 土地の所在
- 二 地番
- 三 地目
- 四 地積
- 五 賃貸価格
- 六 所有者の住所及び氏名又は名称

七 質権又は百年より長い存続期間の定がある地上権の目的たる土地についてはその質権者又は地上権者の住所及び氏名又は名称

この法律に定めるものの外、土地台帳に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

(施規) 三・四・五・六(施細) 一・二・三

第六條 地番は、市町村、大字、字又はこれらに準すべき地域を以て地番区域とし、その区域ごとに起番して、これを定める。

第七條 第一種地の地目は、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雜種地に區別して、これを定める。

第二種地の地目は、第三條第二項第三号乃至第六号の土地にあつては、各々その區別により、その他の土地にあつては、その現況により適當に區別して、これを定める。

第八條 地積は、左の各号の規定により、これを定める。

- 一 宅地及び鉱泉地の地積は、平方メートルを單位としてこれを定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、これを切り捨てる。
- 二 宅地及び鉱泉地以外の土地の地積は、アールを單位としてこれを定め、一アールの百分の一

未満の端数は、これを切り捨てる。但し、一筆の地積が一アールの百分の一未満のものについては、一アールの一万分の一未満の端数は、これを切り捨てる。

第九條 賃貸価格は、貸主が公租公課、修繕費その他土地の維持に必要な経費を負担する條件でこれを賃貸する場合において貸主の收得すべき一年分の金額により、これを定める。

第十條 土地の異動があつた場合においては、地番、地目、地積及び賃貸価格は土地所有者の申告により、申告がないとき若しくは申告を不相当と認めるとき又は申告を要しないときは、政府の調査により、政府がこれを定める。

(施規) 一三

第二章 賃貸価格の調査及び決定

第十一條 賃貸価格は、十年ごとに、一般にこれを改定する。

第十二條 賃貸価格を一般に定める場合においては、その賃貸価格は、これを定める年の前前年四月一日現在の賃貸価格の定のある土地につき、各地目ごとに土地の状況が類似する区域を一区域とし、その区域内において標準となるべき賃貸価格によつて、これを定める。

前項の標準となるべき賃貸価格の算定に関する事項は、命令でこれを定める。

第十三條 前條第一項の区域及びその区域内において標準となるべき賃貸価格は、土地賃貸価格調査会に諮問して、政府がこれを定める。

土地価格調査委員会に関する規程は、政令でこれを定める。

(施規) 一三

第十四條 政府は、前條第一項の規定により第十二條第一項の区域及びその区域内において標準となるべき賃貸価格を定めるときは、これを市町村長に通知しなければならない。

市町村長は、前項の通知を受けたときは、二十日間関係者の縦覧に供しなければならない。縦覧期間は、予めこれを公示しなければならない。

(施規) 一三

第十五條 賃貸価格を一般に定める年の前前年四月二日以後賃貸価格を一般に定めるまでの間に於いて異動があつた土地については、一般に定める賃貸価格は、第十二條及び第十三條第一項の規定にかかわらず、第十七條又は第三十條の例に準じ、政府の調査により、政府がこれを定める。

(施規) 一三

第十六條 この法律に定めるものの外、一般の賃貸価格の改定に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十七條 第十一條の規定により一般に賃貸価格を定める場合及び第三十條の規定により賃貸価格を定める場合を除く外、賃貸価格を設定し又は修正する必要があるときは、類地の賃貸価格に比準し、その土地の品位及び状況に応じて、これを定める。

第三章 土地の異動

第一節 第一種地及び第二種地の転換

第十八條 あらたに土地台帳に登録すべき土地を生じたとき又は第二種地が第一種地となつたときは、土地所有者は、一箇月以内に、これを政府に申告しなければならない。

(施規) 七、八

第十九條 第一種地が第二種地となつたときは、土地所有者は、その旨を政府に申告しなければならない。但し、これに関し予め他の法令に基き政府の許可を受け若しくは申告をしたもの又は官公署において公示したものについては、この限りではない。

(施規) 七、八

第二十條 あらたに土地台帳に登録すべき土地を生じたときは、当該地番区域内における最終の地

番を追い、順次にその地番を定める。但し、特別の事情があるときは、適宜の地番を定めることができる。

第二十一条 あらたに土地台帳に登録すべき土地を生じたときは、直ちにその地目を設定する。

第二種地が第一種地となり又は第一種地が第二種地となつたときは、直ちにその地目を修正する。

第二十二条 あらたに土地台帳に登録すべき土地を生じたときは、直ちにこれを測量して、その地種を定める。

第二種地が第一種地となつたときは、直ちにその地積を改測する。但し、政府において、その地積に異動がないと認めるときは、これを省略することができる。

(施規) 一三

第二十三条 あらたに土地台帳に登録すべき土地が第一種地に該当するとき又は第二種地が第一種地となつたときは、直ちにその賃貸価格を設定する。

第二十四条 第一種地が第二種地となつたときは、命令の定めるところにより、当該土地の土地台帳に登録された賃貸価格を抹消する。

(施規) 九

第二節 分筆及び合筆

第二十五条 この法律において分筆とは、一筆の土地を数筆の土地とすることをいい、合筆とは、数筆の土地を一筆の土地とすることをいう。

第二十六条 分筆又は合筆をしようとするときは、土地所有者は、これを政府に申告しなければならぬ。

(施規) 七、八

第二十七条 一筆の土地の一部が左の各号の一に該当するに至つたときは、前條の申告がない場合においても、政府は、その土地を分筆する。

- 一 別地目となるとき
- 二 第一種地が第二種地となり又は第二種地が第一種地となるとき
- 三 所有者を異にするとき
- 四 質権又は百年より長い存続期間の定のある地上権の目的となるとき
- 五 地番区域を異にするとき

(施規) 一三

第二十八條 分筆した土地については、分筆前の地番に符号を附して、各筆の地番を定める。

合筆した土地については、合筆前の地番中の首位のものを以て、その地番とする。

特別の事情があるときは、前二項の規定にかかわらず、適宜の地番を定めることができる。

第二十九條 分筆をしたときは、測量して各筆の地積を定める。

合筆をしたときは、合筆前の各筆の地積を合算したものを以て、その地積とする。

第三十條 分筆をしたときは、各筆の品位及び状況に応じ、分筆前の賃賃価格を配分して、その賃賃価格を定める。

合筆をしたときは、合筆前の各筆の賃賃価格を合算したものを以て、その賃賃価格とする。

第三節 地目交換

第三十一條 この法律において地目交換とは、第一種地の各地目を変更することをいう。

第三十二條 地目交換をなしたときは、土地所有者は、一箇月以内に、これを政府に申告しなければならぬ。

(施規) 七、八

第三十三條 地目交換をなしたときは、直ちにその地目及び賃賃価格を修正する。

第三十四條 政府は、地目交換に因り賃賃価格を修正する場合において必要があると認めるときはその地積を改測する。

(施規) 一三

第四章 審査、訴願及び訴訟

第三十五條 自己の所有する土地について適用されるべき第十三條第一項の規定により定められた賃賃価格につき異議のある者は、第十四條第二項の縦覧期間満了の日から一箇月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

(施規) 一三

第三十六條 政府は、前條の請求があつたときは、これを決定し、当該請求人に通知しなければならぬ。

前項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

(施規) 一三

第三十七條 前條第一項の決定に対し不服のある者は、訴願をなし、又は裁判所に出訴することが

第三十五條に規定する事件に関しては、訴願又は訴訟は、前條第一項の規定を経た後でなければこれをなすことができない。

第四章の二 土地改良事業施行地域の特例

第三十七條の二 土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）の規定による土地改良事業（以下土地改良事業と略称する。）の施行に因る土地の異動については、第十條に規定する申告は、同法の規定により土地改良事業を行う土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会又は同法第九十五條第一項に規定する共同施行者（以下土地改良事業施行者と総称する。）が行うものとする。

第三十七條の三 第十二條第一項の規定により賃賃価格を一般に定める場合においては、土地改良事業の工事着手後第三十七條の六第二項の規定による賃賃価格配賦前の土地については、当該工場着手事における当該土地の状況を基準として第十二條第一項に規定する区域を定めなければならない。

第三十七條の四 土地改良事業の施行に因る土地の異動については、第十八條、第十九條、第二十

一條第二項、第二十三條、第二十四條、第二十六條乃至第三十條及び第三十二條乃至第三十四條の規定は、これを適用しない。

第三十七條の五 政府は、土地改良事業を施行した土地については、土地改良事業施行者の申告により、（土地改良事業施行者の申告がないとき又は申告を不相当と認めるときは、政府の調査による。以下同じ。）第三十七條の六第一項但書に規定する土地を除き、第十七條の例に準じ、その仮賃賃価格を定める。

政府は、仮賃賃価格を定めるときは、土地改良事業を施行した地域（土地改良法第一百七條の規定により数区に分けられた場合には、その各々の区の地域とする。以下土地改良事業施行地域という。）については、当該地域内の土地の第三十七條の六第二項に規定する現賃賃価格の合計額（第三十七條の七第一項及び第三十七條の八第一項の規定により現賃賃価格の合計額に加算される価格を含む。）の仮賃賃価格の合計額に対する割合を定めて置かなければならない。

政府は、仮賃賃価格及び前項に規定する割合を定めるときは、これを土地改良区事業施行者に通知しなければならない。

第三十七條の六 政府は、土地改良事業を施行した土地については、一筆ごとに地番を附し、その

地目、地積及び賃貸価格を定める。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十四条（同法第五十条において準用する場合を含む。）の規定により所有権の取得があつた土地については、賃貸価格を定めない。

前項の賃貸価格は、土地改良事業施行者の申告により、土地改良事業施行地域内の土地の現賃賃価格の合計額を当該地域内の各筆の土地にその仮賃賃価格に按分し、これを定める。

第三十七條の七 国有地（土地改良法第五十條第一項の規定により譲与したものを除く。）又は第二種地で土地改良事業の施行により第一種地となつたものについては前條第二項の規定により賃賃価格を配賦する場合において、土地改良事業施行者の申告により、当該土地の従前の地域により当該土地改良事業の工事完了当時における当該土地の基準として、第十七條の例に準じその賃賃価格を設定し、その價額を同項に規定する現賃賃価格の合計額に加算する前項の規定により設定した賃賃価格は、これを台帳に登録しない。

第三十七條の八 土地改良事業施行地域内に耕地整理年期中又は土地改良期中の土地があるときは第三十七條の六第二項の規定により賃賃価格を配賦する場合において、土地改良事業施行者の申告により、当該土地改良事業の工事着手当時における当該土地の状況を基準として第十七條の例

に準じその賃貸価格を修正し又は設定し、当該修正に因り増加した價額又は設定した賃貸価格に相当する價額を同項に規定する現賃賃価格の合計額に加算するものとする。

前項の規定により修正し又は設定した賃貸価格は、これを土地台帳に登録しない。

第三十七條の九 第三十七條の六第二項の規定により賃賃価格を配賦した土地については、土地改良事業の工事着手の翌年から起算して、三十年間は、第十二條第一項又は第十五條の規定により賃賃価格を一般に定める場合において、これらの規定により定めらるべき賃賃価格に相当する額に第三十七條の五第二項に規定する割合を乗じて得た額によつて当該土地の賃貸価格を定めるものとする。

第三十七條の六第一項但書に規定する土地については、前項に規定する期間、賃貸価格は、これを定めなし。

この法律において前二項に規定する土地が前二項に規定する利益を有する期間を土地改良年期という。

第三十七條の十 土地改良年期中の土地が第二種地となつたときは又は当該土地につき地目交換があつたときは、前條第一項及び第二項の規定にかかわらず当該土地の土地改良年期は終了する。

第三十七條の十一 土地改良年期が終了したときは、政府は、その終了した年の翌年において、第十七條の例に準じ、当該土地の賃賃価格を修正し又は設定する。

第三十七條の十二 第三十七條の五第二項に規定する割合につき異議のある土地改良事業施行者は同條第三項の規定による通知を受けた日から一箇月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

第三十六條及び第三十七條の規定は、前項の審査の請求について、これを準用する。この場合において、第三十六條第一項中「前條」及び第三十七條第二項中「第三十五條」とあるのは、それぞれ「第三十七條の十二第一項」と読み替えるものとする。

第五章 雜 則

第三十八條 政府は、土地台帳に登録すべき事項につき異動があつたときは、これを市町村長に通知しなければならない。

(施規) 一〇、一三

第三十九條 政府は、土地の異動により地番、地目、地積又は賃賃価格を土地台帳に登録したとき又は登録を変更したときは、土地所在の市町村を経由し、土地所有者（質権又は百年より長い存

続期間の定がある地上権の目的たる土地については、当該質権者又は地上権者）に通知しなければならない。

第四十條 第十八條又は第三十二條の規定により申告をなすべき場合において、第十八條又は第三十二條に定める申告期限内に土地所有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告で所有者の変更があつた時にまだなしていなかつたものは、所有者の変更があつた日から一箇月以内に、新所有者からこれをなさなければならぬ。

第四十一條 この法律により土地所有者からすべき申告は、質権又は百年より長い存続期間の定がある地上権の目的たる土地については、土地台帳に登録された質権者又は地上権者から、これをなさなければならぬ。

第四十二條 当該官吏は、調査に必要があるときは、土地の検査をなし又は土地の所有者、質権者又は地上権者その他利害関係人に対して、質問をなすことができる。

第四十三條 町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同処理するものは、この法律の適用については、これを一町村、その組合管理者は、これを町村長とみなす。

東京都の区の存する区域又は市制第六條若しくは第八十二條第一項の規定により指定された市

においては、この法律中市に関する規定は区に、市長に関する規定は区長に、これを適用する。

町村制を施行しない地においては、この法律中町村に関する規定は町村に準ずるものに、町村長に関する規定は町村長に準ずるものに、これを適用する。

第四十四條 この法律は、国有地には、これを適用しない。

第六章 罰 則

第四十五條 第四十二條の規定による土地の検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第四十六條 賃貸価格の調査若しくは審査の事務に従事し又は土地賃貸価格調査会の議事に参加した者が、その調査、審査又は議事に関し知り得た秘密を漏らしたときは、これを五千円以下の罰金に処する。

第四十七條 第十八條、第三十二條又は第四十條の規定により申告をなすべき義務のある者がその申告をしないときは、これを二百円以下の過料に処する。

附 則

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二條 地租法による土地台帳は、これをこの法律による土地台帳とみなす。

第三條 この法律施行前の土地の異動で、この法律施行の際まだ地租法による賃貸価格の設定又は修正その他の処分の確定していなかつたものについては、この法律中にこれらに関する地租法の規定に相当する規定があるときは、この法律を適用する。

第四條 地租法による申告で、この法律中これに関する地租法の規定に相当する規定があるときはこれをこの法律による申告とみなす。

この法律施行前になした地租法による開租の成功又は地類変換の申告は、これをこの法律による地目変換の申告とみなす。

第五條 地積は、第八條の規定にかかわらず、当分の間、左の各号の規定により、これを定める。

一 宅地及び鉱泉地の地積は、六尺平方を坪、坪の十分の一を合、合の十分の一を勺として、これを定め、勺未満の端数は、これを切捨てる。

二 宅地及び鉱泉地以外の土地の地積は、六尺平方を歩、三十歩を畝、十畝を段、十段を町として、これを定め、歩未満の端数は、これを切り捨てる。但し、一筆の地積か一步未満のものについては、歩の十分の一を合、合の十分の一を勺として、これを定め、勺未満の端数は、これを

を切捨てる。

第六條 この法律は、伊豆七島の土地に関しては、当分の間、これを適用しない。

第七條 地租法により賃貸価格を定むべき旨の定のある土地で、この法律により賃貸価格を定むべき旨の定のないこととなつたものについては、土地所有者は、命令の定めるところにより、命令で定める事項を、政府に申告しなければならない。

第八條 地租法により賃貸価格を定むべき旨の定のない土地（免租年を許可された土地を除く。）で、この法律により賃貸価格を定むべき旨の定のあることとなつたものについては、当該土地の所有者は命令の定めるところにより、命令で定める事項を、政府に申告しなければならない。

前項の規定に該当する土地については、政府は、その土地の現況により地目の修正、地積の改測又は賃貸価格の設定を行う。

第九條 地租法第十九條の規定による開拓減租年、同法第二十條の規定による埋立免租年、同法第三十六條の規定による開墾減租年、同法第四十六條の規定にある地目変換減租年又は同法第五十五條の規定による荒地免租年、許可を受けた土地でこの法律施行の際まで期間の満了していないものについては、当該土地の所有者は、命令の定めるところにより、命令で定める事

項を、政府に申告しなければならない。

前項の規定に該当する土地については、政府は、その土地の現況により、地目の修正、地積の改測又は賃貸価格の設定若しくは修正を行う。

第十條 前條の規定は、この法律施行の際現に地租法及び土地整理法以外の法律により一定の期間賃貸価格について特別の取扱を受けている土地（一定の期間地租を免ぜられたことに因り賃貸価格について特別の取扱を受けている土地を含む。）その他これに準ずる土地で命令で定めるものについて、これを準用する。

第十一條 土地の第一回の一般の賃貸価格の改定は、昭和二十六年一月一日においてこれを行う。

第十二條 この法律に定めるものを除く外、この法律の施行に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第十三條 日本国憲法施行の日までは、この法律中「政令」とあるのは「勅令」、「裁判所」とあるのは「行政裁判所」と読み替えるものとする。

附則（昭和二十三年七月七日法律第七号所得税法の一部を改正する等の法律）抄

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。（但書省略）

土地台帳法施行規則

(昭和二十二年三月三十一日勅令第百十三号)

改正 昭和二十三年政令第一九八号
昭和二十四年政令第二九五号

土地台帳法施行規則

第一條 左に掲げる公共団体において公用又は公共の用に供する土地(有料地たるものを除く)は、土地台帳法(以下法という)第三條第一号の規定により、これを第二種地とする。

- 一 都府縣組合、道府縣組合、府縣組合、都市町村組合、市町村組合、町村組合及び市町村内の

- 二 水利組合、水利組合連合及び北海道土功組合

第二條 左に掲げる土地は、法第三條第二項第七号の規定により、これを第二種地とする。

- 一 水道条例第一條に規定する水道用地
- 二 地方税法(昭和二十三年法律第一百十号)第十三條第四号又は第十号の規定により地租を課せられない土地

第三條 稅務署に土地台帳を備え、その管轄区域内にある土地について、法第五條第一項各号に掲げる事項を登録する。

第四條 土地の所有權、質權又は地上權の得喪変更に関する事項は、登記所から通知がなければ、土地台帳にこれを登録しない。但し、左に掲げる場合においては、この限りでなく。

- 一 あらたに土地台帳に登録すべき土地を生じたとき
- 二 未登記の土地台帳に登録しない土地となつたとき
- 三 未登記の土地が收用されたとき

第五條 土地台帳に登録された所有者、質權者又は地上權者は、その住所に異動を生じたとき又はその氏名若しくは名称を改めたときは、直ちに、左に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地台帳に登録された土地所在の市町村を経由して、当該土地の所轄稅務署長に提出しなければならぬ。

- 一 当該土地の所在及び地番
- 二 従前の住所又は氏名若しくは名称
- 三 現在の住所又は氏名若しくは名称

第六條 土地台帳の謄本の交付を受けようとする者は、大藏大臣定めるところにより手数料を納付して、当該土地台帳に登録された土地の所在地の所轄稅務署長にその交付をすることができ、但し、国有地又は御料地の払下又は譲与に係る土地で未登記のものについてはこの限りでない。

前項の土地台帳謄本の書式は、大藏大臣がこれを定める。

第七條 土地の異動に關し、法第十八條、第十九條、第二十六條又は第三十二條の規定により申告しなければならない者は、左に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地所在の市町村を經由して、当該土地の所在地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

一 異動の種類

二 異動の年月日

三 異動前の土地の所在、地番、地目、地積及び賃賃價格

四 異動後の土地の所在、地番、地目、地積及び賃賃價格

前項の場合において、当該市町村が申告書を受けるとつたときは、その申告書は当該所轄稅務署長に提出されたものとみなす。

第八條 前條第一項の規定により、あらたに土地台帳に登録すべき土地に關する申告書若しくは分

筆の申告書を提出しようとする場合又はその他の申告書でこれに記載した異動後の土地の地積がその異動前の土地の地積と同一でないものを提出しようとする場合においては、当該申告書に地積の測量図を添附しなければならない。

第九條 第一種地が第二種地となつた場合においては、当該土地の所在地の所轄稅務署長は、法第十九條の規定による申告があつたとき（同條但書の規定に該当する場合においては、その事實を稅務署長が認めたととき）は、直ちに、法第二十四條の規定により、当該土地台帳に登録された賃賃價格を抹消する。

第九條の二 法第三十七條の五第一項及び法第三十七條の六第二項に規定する土地改良事業施行者の申告は、当該土地改良事業施行地域（法第三十七條二項に規定する土地改良事業施行地域をいう。以下同じ。）内の土地につき左に掲げる事項を記載した申告書を当該土地改良事業施行地域の所轄稅務署長に提出して行ふものとする。

一 所在地並びに予定地番、地目及び地積

二 仮賃賃價格の見積額

三 当該土地改良事業施行地域内の土地の現賃賃價格の合計額及びその算出の基礎

四 前号の現賃貸價格の合計額を第二号の賃貸價格の見積額に按分して計算した賃貸價格
五 所有者たるべき者の住所及び氏名又は名称

前項の申告書には、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二條第一項（同法第八十四條及び第九十六條において準用する場合を含む。）に規定する換地計画を示す書類を添付しなければならない。

第九條の三 法第三十七條の七第一項及び法第三十七條の八第一項に規定する土地改良事業施行者の申告は、これらの項の規定に該当する土地につき左に掲げる事項を記載した申告書を当該土地の所在地の所轄稅務署長に提出して行うものとする。

- 一 所在地並びに従前の地番、地目及び地積
- 二 当該土地改良事業の工事完了後の地目及び地積（法第三十七條の七第一項の規定に該当する土地に限る。）

三 法律第三十七條の七第一項又は法第三十七條の八第一項の規定により設定し又は修正する賃貸價格の見積額

前項の申告書には、法第三十七條の七第一項の規定に該当する土地の従前の地域及び土地改良

事業の工事完了後の地域を表示する図画を適附しなければならない。

第十條 市町村は、その市町村の土地につき、土地台帳の副本を備えなければならない。

第十一條 町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同処理するものは、この勅令の適用については、これを一町村、その組合管理者は、これを町村長とみなす。

東京都の区の存する区域又は市制第六條若しくは第八十二條第一項の規定により指定された市においては、この勅令中市に関する規定は区に、市長に関する規定は区長に、これを適用する。

町村制を施行しない場合においては、この勅令中町村に関する規定は町村に準ずるものに、町村長に関する規定は町村長に準ずるものに、これを適用する。

第十二條 稅務署長又はその代理官は、法第四十二條の規定により土地の検査をなし又は土地の所有者、質権者又は地上権その他利害關係人に対して質問しようとするときは、大藏大臣の定める検査章を携帯しなければならない。

第十三條 法第十條、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條、第二十二條第二項、第二十七條、第三十四條、第三十八條及び第三十九條中「政府」とあるのは「稅務署長」、法第三十五條及び第三六條第一項中「政府」とあるのは「当該土地の所在地の所轄財務局長」とする。

第一條 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二條 地租法施行規則による土地台帳の副本は、これをこの勅令による土地台帳の副本とみなす。

第三條 法附則第七條の規定により申告しなければならない者は、法施行日から二箇月以内に、同條の規定により申告すべき土地について、左に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地所在の市町村を經由して、当該土地の所在地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

- 一 土地台帳に登録されている当該土地の所在、地番、地目、地積及び賃賃價格
- 二 当該土地の利用現況

第四條 法附則第八條第一項の規定により由告しなければならない者は、法施行の日から二箇月以内に、同條の規定により申告すべき土地について、左に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地所在の市町村を經由して、当該土地の所在地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

- 一 土地台帳に登録されている当該土地の所在、地番、地目及び地積
- 二 申告の際における当該土地の所在、地番、地目、地積及び賃賃價格

第五條 法附則第九條第一項（法附則第十條において準用する場合を含む。）の規定により申告しなければならない者は、法施行の日から三箇月以内に、同項の規定により申告すべき土地について、左に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地所在の市町村を經由して、当該土地の所在地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

- 一 地租法その他の法令により許可された年期の種類
- 二 土地台帳に登録されている土地の所在、地番、地目、地積及び賃賃價格
- 三 申告の際における当該土地の所在、地番、地目、地積及び賃賃價格

前項の規定による申告書は、同項に規定する土地が左の各号に該当するときは、同項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる期限内に、これを提出しなければならない。

- 一 当該土地が従前の耕地整理法第十五條第一項（従前の都市計画法施行令第二十條において準用する場合を含む。）に規定する土地に該当するときは、その工事着手前
 - 二 当該土地が従前の耕地整理法第十五條第三項（従前の都市計画法施行令第二十條において準用する場合を含む。）に規定する土地に該当するときは、その工事完了前
- 第八條の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第六條 法附則第十條に規定する土地は、地租法及び耕地整理法以外の法律により一定の期間賃賃價格について特別の取扱を受けている土地（一定の期間地租を免ぜられたことに因り賃賃價格について特別の取扱を受けている土地を含む。）の外、砂防法第十一條の規定により地租その他の公課を減免された土地とする。

第七條 第七條第二項の規定は、附則第三條乃至第五條の場合について、これを準用する。

附 則 （昭和二十三年七月三十一日政令第九十八号地方税法施行令の一部

を改正する政令）抄

第一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。（但書省略）

土地台帳法施行細則

（昭和二十二年三月三十一日大藏省令第三十四号）

改正 昭和二十三年大藏省令第七十三号

土地台帳法施行細則

第一條 土地台帳法第五條第一項の土地台帳は、第一号書式による。

第二條 土地台帳法施行規則（以下規則という。）第六條第一項の土地台帳謄本は第二号書式による。

第三條 規則第六條第一項の規定により、土地台帳謄本の交付手数料を、土地一筆につき三円と定める。

前項の手数料は、収入印紙でこれを納めなければならない。

土地台帳謄本は、これを送付するため必要な郵便切手を提供して、その郵送を求めることが出来る。

附 則

この省令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

土地台帳（副本を含む。）又は土地台帳謄本の書式については、当分のうち従前の地租法による土地台帳（副本を含む。）又は土地台帳謄本の例に準ずることができる。

土地台帳謄本の交付手数料は、昭和二十二年四月三十日までは、第三條第一項の規定にかかわらず、土地一筆につき五十銭とする。

附 則 （昭和二十三年八月三日大藏省令第七三号所得税法施行細則等の一部を改正する省令）

この省令は、公布の日から、これを施行する。但し、第二條及び第三條の改正規定並びに第四條中稅務代理士法規則第四條第一項の改正規定は、昭和二十三年八月十五日から、これを施行する。

第一号書式（土地台帳）

字	地番		沿	等	登記	事由	所有	所有
	内	外						
			草	級	年	由	地	地
					月		上	上
					日		權	權
							者	者
							住	住
							所	所
							稱	稱
							又	又
							は	は
							名	名
							稱	稱

（備考）一、土地台帳は地番順にこれを作成し、大体二百葉を以て一冊とし、左に掲げる書式の表紙を附すること。

土地台帳

市縣 町大字

何稅務署（副本は何市区役所又は何町村役場）

二、共有者の人員が多数で、一行に記載することができない場合は、左に掲げる書式の共有者氏名表を添附すること。

共有者氏名表	字	登記年月日	事由	持分共有住所	氏名又は名称	地番	登記年月日	事由	持分共有住所	氏名又は名称

第二号書式 (土地台帳謄本)
土地台帳謄本

年月日	郡市町村大字	字	地番	地目	地積	賃貸価格	事由	所有者の住所及び氏名又は名称

(備考) 数筆を連記することができる。

何 税 務 署 (印)

家屋台帳法

(昭和二十二年三月三十一日法律第三十一号)

改正 昭和二十四年五月三十一日法律第四百十五号

家屋台帳法目次

- 第一章 総 則
- 第二章 賃貸価格の調査及び決定
- 第三章 家屋の異動
- 第四章 審査、訴願及び訴訟
- 第五章 雑 則
- 第六章 罰 則

家屋台帳法

第一章 総 則

第一條 この法律の施行地ある家屋については、その状況を明確に把握し、家屋税の課税標準たる

賃貸價格の均衡適正を図るため、この法律の定めるところにより、家屋台帳に必要な事項の登録を行う。

第二條 この法律において家屋とは、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物をいう。

第三條 家屋には、一箇ごとに家屋番号を付し、その床面積及び賃貸價格を定める。

前項の場合において、附属家屋があるときは、これを合せたものを以て一箇の家屋とみなす。一箇の家屋のうち所有者を異にする部分があるときは、各別にこれを一箇の家屋とみなし、前二項の規定を適用する。

床面積の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(施規) 一

第四條 左に掲げる家屋については、賃貸價格を定めない。但し、第二号乃至第五号に掲げる家屋で有料借家たるものは、この限りでない。

一 都道府県又は市町村の所有する家屋

二 国、都道府県又は市町村その他命令で定める公共団体の公用又は公共の用に供する家屋

三 国宝保存法又は史蹟名勝天然記念物保存法により国宝又は史蹟若しくは名勝として指定され

た家屋

四 私立の幼稚園、中学校、高等女学校、実業学校、専門学校、高等学校及び大学並びに命令で定めるその他の私立学校において直接に保育又は教育の用に供する家屋

五 宗教法人令による宗教法人の神社、寺院又は教会の用に供する家屋

六 その他命令で定める家屋

前條第三項の規定は、一箇の家屋のうちに賃貸價格を定める部分と賃貸價格を定めない部分がある場合に、これを準用する。

(施規) 一、三、四

第五條 政府は、家屋台帳を備え、左の事項を登録する。

一 家屋の所在

二 家屋番号

三 種類、構造及び床面積

四 賃貸價格

五 所有者の住所及び氏名又は名称

この法律の定めるものの外、家屋台帳に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

一三八

(施規) 五、七、八、九、一〇、一一、一二、一三

(施細) 一、二、三

第六條 賃貸価格は、貸主が公租公課、修繕その他家屋の維持に必要な経費を負担する条件でこれを賃貸する場合において費主の收得すべき一年分の金額により、これを定める。

第二章 賃貸価格の調査及び決定

第七條 賃貸価格は、五年ごとに、一般にこれを改定する。

第八條 賃貸価格を一般に定める場合においては、その賃貸価格の調査は、これを定める年の前前年四月一日現在の賃貸価格の定のある家屋につき、これを行う。

第九條 一般に定める賃貸価格は、第十條に規定する場合を除く外、家屋賃貸価格調査会に諮問して、政府がこれを定める。

家屋賃貸価格調査委員会に関する規程は、政令でこれを定める。

(施規) 一九

第十條 賃貸価格を一般に定める年の前前年四月二日以後賃貸価格を一般に定めるまでの間におい

て異動した家屋については、一般に定める賃貸価格は、第十三條第一項又は第十七條の例に準じ政府の調査により、政府がこれを定める。

(施規) 一九

第十一條 政府は、第九條第一項又は前条の規定により賃貸価格を定めたときは、これを市町村長に通知しなければならない。

市町村長は、前項の通知を受けたときは、二十日間関係者の縦覧に供しなければならない。縦覧期間は、予めこれを公示しなければならない。

(施規) 一九

第十二條 この法律に定めるものの外、一般の賃貸価格の改定に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十三條 第十五條の規定により賃貸価格を定める場合においては、その賃貸価格は、類似の家屋の家屋台帳に登録された賃貸価格に比準し、その家屋の状況に応じて、これを定める。

前項の場合においては、床面積及び賃貸価格は、家屋所有者の申告により、申告がないとき又は申告を不相当と認めるときは、政府の調査により、政府がこれを定める。

一三九

(施規) 一九

第三章 家屋の異動

第十四條 家屋を建築したとき、賃貸価格の定めない家屋が賃貸価格を定むべきものとなつたとき、賃貸価格の定めない家屋の一部が賃貸価格を定むべきものとなつたとき又は家屋を増築したときは、家屋所得者は、命令の定めるところにより、一箇月以内にその旨を政府に申告しなければならぬ。但し、建築又は増築した家屋が第四條第一項の規定により賃貸価格を定めない家屋に該当するものであるときは、この限りでない。

(施規) 一四

第十五條 家屋を建築したとき、賃貸価格の定めない家屋が賃貸価格を定むべき家屋となつたとき、賃貸価格の定めない家屋の一部が賃貸価格を定むべきものとなつたとき又は家屋を増築したときは、政府は、直ちにその賃貸価格を定める。

前項の規定は、家屋が損壊し家屋所有者がその旨を申告した場合について、これを準用する。

(施規) 一九

第十六條 家屋につき、左の各号の一に該当する事由を生じたときは、家屋所有者は、命令の定め

るところにより、その旨を政府に申告しなければならない。

- 一 一箇の家屋が数箇の家屋となつたとき
- 二 数箇の家屋が一箇の家屋となつたとき
- 三 賃貸価格の定のある家屋の一部が賃貸価格を定めない家屋となつたとき
- 四 家屋の一部が所有者を異にするに至つたとき

(施規) 一四

第十七條 家屋が前條各号の一に該当するときは、命令の定めるところにより、従前の賃貸価格を配分又は合算して、その賃貸価格を定める。

(施規) 一五

第十八條 家屋が滅失したとき又は賃貸価格の定のある家屋が賃貸価格を定めない家屋となつたときは、政府は、家屋所有者の申告により、直ちにその家屋について、家屋台帳に登録された事項を抹消する。

(施規) 一四

第四章 審査訴願及び訴訟

第十九條 自己の所有する家屋について第九條第二項又は第十條の規定により定められた賃貸價格につき異議がある者は、第十一條第二項の縦覽期間満了の日から一箇月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

(施規) 一九

第二十條 政府は、前條の請求があつたときは、これを決定し、当該請求人に通知しなければならない。

前項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

(施規) 一九

第二十一條 前條第一項の決定に対し不服のある者は、訴願をなし裁判所に出訴することができる。

第十九條に規定する事件に関しては、訴願又は訴訟は、前條第一項の決定を経た後でなければこれをなすことができない。

第五章 雜 則

第二十二條 政府は、家屋台帳に登録すべき事項につき異動があつたときは、これを市町村長に通

知しなければならない。

(施規) 一六、一九 附則二

第二十三條 政府は、家屋の異動に因り、家屋番号、種類、構造、床面積又は賃貸價格を家屋台帳に登録したとき又は登録を変更したときは、家屋所在の市町村を経由し、家屋所有者に通知しなければならない。

第二十四條 当該官吏は、調査上必要があるときは、家屋の所有者、占有者その他利害關係人に対して質問をなし又は日出から日没までの間家屋の検査をなすことができる。

(施規) 一八、一九

第二十五條 町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同処理するものは、この法律の適用については、これを一町村、その組合管理者は、これを町村長とみなす。

東京都の区の存する区域又は市制第六條若しくは第八十二條第一項の規定により指定された市においては、この法律中市に関する規定は区に、市長に関する規定は区長に、これを適用する。町村制を施行しない地においては、この法律中町村に関する規定は町村に準ずるものに、町村長に関する規定は町村長に準ずるものに、これを適用する。

(施規) 一七

第二十六條 この法律は、国有の家屋には、これを適用しない。

一四四

第六章 罰 則

第二十七條 第二十四條の規定による家屋の検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第二十八條 賃貸価格の調査若しくは審査の事務に従事し又は家屋賃貸価格調査会の議事に参加した者がその調査、審査又は議事に関し知り得た秘密を漏したときは、これを五千円以下の罰金に処する。

第二十九條 第十四條の規定により申告をなすべき義務のある者がその申告をしないときは、これを二百円以下の過料に処する。

附 則

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二條 家屋税法による家屋台帳は、これをこの法律による家屋台帳とみなす。

第三條 この法律施行前の家屋の異動で、この法律施行の際において、まだ家屋税法による賃貸価格の決定又は修正その処分の確定していなかつたものについては、この法律中にこれらに関する

家屋税法の規定に相当する規定があるときは、この法律を適用する。

第四條 家屋税法による申告で、この法律にこれに関する家屋税法の規定に相当する規定があるときは、これをこの法律による申告とみなす。

第五條 第四條第一項の規定により賃貸価格を定めない家屋については、当分の間、第三條、第五條及び第十六條の規定は、これを適用しない。

第六條 家屋税法により賃貸価格を定むべき旨の定のない家屋で、この法律により賃貸価格を定むべき旨の定のあることとなつたものについては、当分の間、命令の定めるところにより、第三條、第五條及び第十六條の規定は、これを適用しないことができる。

第七條 家屋税法により賃貸価格を定むべき旨の定のある家屋で、この法律により賃貸価格を定むべき旨の定のないこととなつたものについては、家屋所有者は、命令の定めるところにより、命令で定める事項を、政府に申告しなければならぬ。

第八條 家屋の第一回の一般の賃貸価格の改定は、昭和二十七年一月一日において、これを行う。

第九條 日本国憲法施行の日までには、この法律中「政令」とあるのは「勅令」、「裁判所」とあるのは「行政裁判所」と読み替えるものとする。

一四五

家屋台帳法施行規則

(昭和二十二年三月三十一日
勅令 第四百十四號)

改正 昭和二十二年四月二十二日勅令第四百十六號、同二十三年政令
第四百九十八號

一四六

家屋台帳法施行規則

第一條 家屋の床面積は、各階（地階を含む。以下同じ。）の床面積の合計額による。

各階の床面積を計算する場合において、階段室、昇降機室等は床を有するものとみなす。

前二項の床面積は、六尺平方を坪、坪の十分の一を合、合の十分の一を与として、これを定め、与未滿の端数は、これを切り捨てる。

第二條 左に掲げる公共団体において公用又は公共の用に供する家屋（有料借家たるものを除く。）は、家屋台帳法（以下法という。）第四條第一項第二号の規定により、これを賃貸價格を定めなく家屋とする。

- 一 都府県組合、道府県組合、府県組合、都市町村組合、市町村組合、町村組合及び市町村内の
区

二 水利組合、水利組合連合及び北海道土功組合

第三條 法第四條第一項第四号の規定による家屋は、私立の幼稚園、中学校、高等女学校、実業学校、専門学校、高等学校及び大学において直接保育又は教育の用に供する家屋の外、地方税法（昭和二十三年法律第一百十号）第十三條第十号の規定により家屋税を課せられない家屋とする。

第四條 法第四條第一項第六号の規定による家屋は、一時の使用に供する家屋とする。

第五條 税務署に家屋台帳を備え、その管轄区域内にある家屋について、法第五條第一項各号に掲げる事項を登録する。

第六條 家屋番号は、大字、字又はこれに準ずる地域ごとに起番して、これを定める。但し、特別な事情があるときは、適当な地域ごとに起番して、これを定める。

第七條 家屋の種類は、その主たる用途により、左のようにこれを区分する。

- 一 住家（寄宿舍を含む。）
- 二 店舗（旅館、料理店及び事務所を含む。）
- 三 工場（発電所及び変電所を含む。）
- 四 倉庫

一四七

五 雑種家屋

第八條 家屋の構造は、主たる部分の構成材料、屋根の種類及び階数により、左のようにこれを区分する。

一 構成材料

イ 鉄骨鉄筋コンクリート造

ロ 鉄筋コンクリート造

ハ 鉄骨造（鉄骨石造及び鉄骨煉瓦造を含む。）

ニ 石造

ホ 煉瓦造

ヘ 土蔵造

ト 木造（木骨造鉄網モルタル塗その他の木骨造塗家を含む。）

二 屋根の種類による区分

イ 瓦葺（セメント瓦葺を含む。）

ロ スレート葺（石綿スレート葺を含む。）

ハ 亜鉛メッキ網板葺

ニ 草葺

三 階数による区分

イ 平家建

ロ 二階建（三階建以上はこれに準ずる。）

家屋の構造が、前項各号に該当しないときは、その状況により、適当にこれを区分する。

第九條 家屋の所有権の得喪に関する事項は、登記所から通知がなければ、家屋台帳にこれを登録しない。但し、左に掲げる場合においては、この限りでない。

一 あらたに家屋台帳に登録すべき家屋を生じたとき

二 未登記の家屋が家屋台帳に登録を要しない家屋となつたとき

三 未登記の家屋が收用されたとき

四 未登記の家屋につき相続があつたとき

五 家屋が滅失したとき

第十條 收用に因り未登記の家屋の所有権を取得したときは、起業者は收用審査会の裁決書の謄本

及び補償金の受取証又は供託受領証を添え、直ちに、その旨を当該家屋の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

相続に因り未登記の家屋の所有権を取得したときは、相続人は、戸籍の謄本又は抄本その他相続を証するに足るべき書面を添え、その旨を当該家屋の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

第十一條 家屋台帳に登録された家屋所有者は、家屋の所在、種類又は構造を変更したときは、直ちに、左に掲げる事項を記載した申告書を、当該家屋所在の市町村を経由して、当該家屋の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、第十四條の規定による異動申告をなす場合は、この限りでない。

- 一 家屋台帳に登録されている当該家屋の所在、家屋番号、種類及び構造
- 二 申告の際における当該家屋の所在、種類及び構造

第十二條 家屋台帳に登録された家屋所有者は、その住所に異動を生じたとき又はその氏名若しくは名称を改めたときは、直ちに、左に掲げる事項を記載した申告書を当該家屋台帳に登録された家屋所在の市町村を経由して、当該家屋の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 当該家屋の所在及び家屋番号

- 二 従前の住所又は氏名若しくは名称

- 三 現在の住所又は氏名若しくは名称

第十三條 家屋台帳の謄本の交付を受けようとする者は、大蔵大臣の定めるところにより、手数料を納付して当該家屋台帳に登録された家屋の所在地の所轄税務署長にその交付を請求することができる。

前項の家屋台帳謄本の書式は、大蔵大臣がこれを定める。

第十四條 家屋の異動に関し、法第十四條、第十六條又は第十八條の規定により申告しようとする者は、左に掲げる事項を記載した申告書を、当該家屋所在の市町村を経由して、当該家屋の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 異動の種類
- 二 異動の年月日
- 三 異動前の家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び賃貸価格
- 四 異動後の家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び賃貸価格

前項の場合において、当該市町村が申告書を受け取つたときは、その申告書は、当該所轄税務署長に提出されたものとみなす。

第一項の申告書には、法第十八條の規定により申告する場合を除く外、異動後の家屋の各階の平面図を添附しなければならない。

第十五條 家屋が法第十六條第一号、第三号又は第四号に該当するときは、各家屋の状況に応じ従前の賃貸価格を配分して、その賃貸価格を定める。

家屋が法第十六條第二号に該当するときは、従前の賃貸価格を合算して、その賃貸価格を定める。

第十六條 市町村は、その市町村内の家屋につき、家屋台帳の副本を備えなければならない。

第十七條 町村組合で町村の事務の全部又は役場事務を共同処理するものは、この勅令の適用については、これを一町村、その組合管理者は、これを町長とみなす。

東京都の区に存する区域又は市制第六條若しくは第八十二條第一項の規定により指定された市においては、この勅令中市に関する規定は区に、市長に関する規定は区長に、これを適用する。

町村制を施行しない地においては、この勅令中町村に関する規定は町村に準ずるものに、町村

長に関する規定は町長に準ずるものに、これを適用する。

第十八條 税務署長又はその代理官は、法第二十四條の規定により家屋の所有者、占有者その他利害関係人に対して質問をなし又は家屋の検査をしようとするときは、大藏大臣の定める検査章を携帯しなければならない。

第十九條 法第九條第一項、第十條、第十一條第一項、第十三條第二項、第十五條第一項、第二十二條及び第二十三條中「政府」とあるのは「税務署長」、法第十九條及び第二十條第一項中「政府」とあるのは「当該家屋の所在地の所轄財務局長」とする。

附 則

第一條 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二條 家屋税法施行規則による家屋台帳の副本は、これをこの勅令による家屋台帳の副本とみなす。

第三條 法附則第六條に規定する家屋については、法第三條及び第五條の規定は昭和二十六年十二月三十一日まで、法第十六條の規定は昭和二十五年三月三十一日までは、これを適用しない。但し、法施行後に増築があつた場合において、増築後におけるその家屋については、これらの規定

を適用する。

第四條 法附則第七條の規定により申告しなければならない者は、法施行の日から二箇月以内に同條の規定により申告すべき家屋について、左に掲げる事項を記載した申告書を、当該家屋所在の市町村を経由して、当該家屋の所在地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

- 一 家屋台帳に登録されている当該家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び賃貸價格
- 二 当該家屋の利用の現況

第十四條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

附 則 (昭和二十二年四月二十二日勅令第四百四十六号)

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十三年七月三十一日政令第九十八号地方稅法施行令)抄

第一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。(但書省略)

家屋台帳法施行細則

(昭和二十二年三月三十一日
大藏省令第三十五號)

改正 昭和二十三年大藏省令第七三號

家屋台帳法施行細則

第一條 家屋台帳法第五條第一項の家屋台帳は、第一号書式による。

第二條 家屋台帳法施行規則(以下規則という。)第十三條第一項の家屋台帳謄本は、第二号書式による。

第三條 規則第十三條第一項の規定により家屋台帳謄本の交付手数料を一枚につき十円と定める。

前項の手数料は、収入印紙でこれを納めなければならない。

家屋台帳謄本は、これを送付するために必要な郵便切手を提供して、その郵送を求めることができる。

附 則

この省令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

家屋台帳(副本を含む。)又は家屋台帳謄本の書式については、当分のうち、従前の家屋稅法に

よる家屋台帳（副本を含む。）又は家屋台帳謄本の例に準ずることができる。

家屋台帳謄本の交付手数料は、昭和二十二年四月三十日まで、第三條第一項の規定にかかわらず、一枚につき一円とする。

附 則（昭和二十三年八月三日大藏省令第七十三号所得税法施行細則等の一部を改正する省令）

この省令は、公布の日から、これを施行する。但し、第二條及び第三條の改正規定並びに第四條中、中稅務代理士法施行規則第四條第一項の改正規定は、昭和二十三年八月十五日からこれを施行する。

第一号書式（家屋台帳）

家屋の所在		番地
家屋番号	番	種類
床面積	坪	沿
賃賃價格	円	革
年登月日記	事由	住
住所	所有者	氏名又は名称

家屋明細		
区分	構造	造
一階	坪	面
一階以外	坪	積
計	坪	摘要

